

総合デジタル通信サービス契約約款 (平成11年東企営第99-5号)

実施 平成11年7月1日
東日本電信電話株式会社

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 用語の定義	5
第3条の2 外国における取扱いの制限	7
第2章 総合デジタル通信サービスの種類等	8
第4条 総合デジタル通信サービスの種類等	8
第3章 総合デジタル通信サービスの提供区域	8
第5条 総合デジタル通信サービスの提供区域	8
第4章 契約	8
第1節 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約	8
第6条 契約の種別	8
第7条 契約の単位	9
第8条 契約者回線の終端	9
第9条 総合デジタル通信サービス区域	9
第10条 収容総合デジタル通信サービス取扱所	9
第11条 第1種契約申込	9
第12条 削除	
第13条 契約者回線番号	9
第14条 請求による契約者回線番号の変更	10
第15条 契約者回線の移転	10
第16条 契約者回線の異経路	10
第17条 契約者回線の利用の一時中断	10
第18条 契約者回線の利用休止	10
第19条 利用権の譲渡	11
第20条 契約者が行う契約の解除	11
第21条 当社が行う第1種契約の解除	11
第22条 その他の提供条件	12
第2節 第2種総合デジタル通信サービスに係る契約	12
第23条 契約の種別	12
第24条 契約の単位	12
第25条 第2種契約申込	12
第26条 削除	
第27条 契約者回線番号	12
第28条 共用契約者回線の指定の変更等	12
第29条 区別の変更	13
第30条 契約者回線の移転	13
第31条 契約者回線の利用の一時中断	13
第32条 当社が行う第2種契約の解除	13
第33条 その他の提供条件	13
第5章 付加機能	13

第34条	付加機能の提供	13
第35条	付加機能の利用の一時中断	14
第36条	利用権の譲渡等があった場合の取扱い	14
第37条	利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	14
第6章	端末設備	14
第38条	端末設備の提供	14
第39条	端末設備の移転	14
第40条	端末設備の利用の一時中断	14
第7章	回線相互接続	14
第41条	回線相互接続	14
第8章	利用中止及び利用停止	15
第42条	利用中止	15
第43条	利用停止	15
第9章	通信	16
第44条	通信の種類等	16
第45条	相互接続点との間の通信等	17
第46条	通信利用の制限	17
第47条	通信時間及び情報量の測定等	18
第47条の2	国際通信の取扱地域	18
第47条の3	通信の接続等	18
第10章	料金等	18
第1節	料金及び工事に関する費用	18
第48条	料金及び工事に関する費用	18
第2節	料金等の支払義務	19
第49条	基本料金の支払義務	19
第50条	通信料金の支払義務	20
第51条	削除	
第52条	手続きに関する料金の支払義務	20
第53条	削除	
第54条	工事費の支払義務	21
第55条	削除	
第3節	料金の計算等	21
第56条	料金の計算等	21
第4節	割増金及び延滞利息	21
第57条	割増金	21
第58条	延滞利息	21
第5節	相互接続通信の料金の取扱い	22
第59条	相互接続通信の料金の取扱い	22
第6節	協定事業者に係る債権の譲受等	22
第60条	協定事業者に係る債権の譲受等	22
第61条	協定事業者が定める相互接続通信の料金等の滞納通知	22
第7節	債権の譲渡	22
第61条の2	債権の譲渡	22
第11章	保守	23
第62条	契約者の維持責任	23
第63条	契約者の切分責任	23
第64条	修理又は復旧の順位	23

第12章 損害賠償	24
第65条 責任の制限	24
第66条 免責	24
第13章 雑則	25
第67条 他の電気通信事業者との利用契約の締結	25
第68条 承諾の限界	25
第69条 利用に係る契約者の義務	25
第69条の2 利用上の制限	25
第70条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	26
第71条 技術的事項及び技術資料の閲覧	26
第72条 契約者の氏名の通知等	26
第73条 協定事業者等からの通知	27
第74条 協定事業者等の電気通信サービスに関する料金の回収代行	27
第75条 協定事業者による総合デジタル通信サービスに関する料金の回収代行	27
第76条 電話帳	27
第77条 番号案内	27
第77条の2 番号情報の提供	28
第78条 法令に規定する事項	28
第79条 閲覧	28
第14章 附帯サービス	28
第80条 附帯サービス	28
別記	
1 総合デジタル通信サービスの提供区域等	29
2 契約者の地位の承継	29
3 契約者の氏名等の変更の届出	29
4 相互接続通信の料金等の取扱い	29
5 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	31
6 電話帳	31
7 自営端末設備の接続	31
8 自営端末設備に異常がある場合等の検査	32
9 自営電気通信設備の接続	32
10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	33
10の2 電気通信番号計画の遵守	33
11 当社の維持責任	33
11の2 電子媒体による請求額情報の通知	33
11の3 料金等の一括請求	33
11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い	34
12 料金明細内訳書の送付等	34
13 テレホンカードの販売	34
14 利用権に関する事項の証明	35
14の2 適格請求書の発行	35
15 支払証明書の発行	35
16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	35
17 情報料回収代行の承諾	35
18 情報料回収代行に係る回収の方法	35

19	情報料回収代行に係る免責	36
20	新聞社等の基準	36
21	他社相互接続通信に係る協定事業者	36
22	相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	37
23	他の電気通信事業者との利用契約の締結	40
23の2	通話サービス卸提供先事業者	41
24	技術資料の項目	41
料金表		
	通則	42
第1表	料金	44
第1	基本料金	44
第2	通信料金	65
第3	手続きに関する料金	70
第2表	工事に関する費用	71
第1	削除	
第2	工事費	71
第3	削除	
第3表	重複掲載料	77
第4表	附帯サービスに関する料金	77
第1	料金明細内訳書の送付手数料	77
第1の2	適格請求書の発行手数料	77
第2	支払証明書の発行手数料	77
別表		
	総合デジタル通信サービスにおける基本的な技術的事項	78
附則		82

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際移動通信衛星機構に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この総合デジタル通信サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、事業法第7条に規定する基礎的電気通信役務に係る総合デジタル通信サービスを除き、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注) 本条のほか、当社は、総合デジタル通信サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
2の2 国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
2の3 国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る電気通信設備（以下「国際ネットワーク設備」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの
3 総合デジタル通信網	主として64kbit/sの伝送速度により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一

	体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備を いいます。以下同じとします。)
4 総合デジタル通 信サービス	総合デジタル通信網を使用して行う電気通信サービス
4の2 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受 けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいま す。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方 と契約約款によらず締結する契約
5 総合デジタル通 信サービス取扱所	(1) 総合デジタル通信サービスに関する業務を行う当 社の事業所 (2) 当社の委託により総合デジタル通信サービスに関 する契約事務を行う者の事業所
6 所属総合デジタ ル通信サービス取扱 所	その総合デジタル通信サービスの契約事務を行う総合 デジタル通信サービス取扱所
7 取扱所交換設備	総合デジタル通信サービス取扱所に設置される交換設 備（その交換設備に接続される遠隔収容装置等を含みま す。）
8 第1種契約	当社から第1種総合デジタル通信サービスの提供を受 けるための契約（臨時第1種契約となるものを除きま す。）
9 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
10 臨時第1種契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第1種総合デ ジタル通信サービスの提供を受けるための契約
11 臨時第1種契約者	当社と臨時第1種契約を締結している者
12 第2種契約	当社から第2種総合デジタル通信サービスの提供を受 けるための契約（臨時第2種契約となるものを除きま す。）
13 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者
14 臨時第2種契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第2種総合デ ジタル通信サービスの提供を受けるための契約
15 臨時第2種契約者	当社と臨時第2種契約を締結している者
16 契約者	第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨 時第2種契約者
17 契約者回線	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2 種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定 する場所との間に設置される電気通信回線
18 収容総合デジタ ル通信サービス取扱 所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置され ている総合デジタル通信サービス取扱所
19 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、 1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の

	構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
21 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
23 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
24 削除	削除
25 相互接続通信	相互接続点との間の通信及び相互接続点相互間の通信
25の2 通話サービス卸	当社が提供する通話に係る卸電気通信役務（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）
25の3 通話サービス卸提供先事業者	通話サービス卸を利用して自らの通信サービスとして提供する電気通信事業者
26 契約者回線等	(1) 契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 電話サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の29欄の(1)に規定するもの (3) 相互接続点 (4) その他当社が別に定めるもの （注）本欄(4)に規定するその他当社が別に定めるものは、音声利用 I P 通信網サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の21欄の(1)及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の25欄の(1)に規定するものとします。
26の2 都道府県の区域	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域
27 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（外国における取扱いの制限）

第3条の2 総合デジタル通信サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 総合デジタル通信サービスの種類等

(総合デジタル通信サービスの種類等)

第4条 総合デジタル通信サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
第1種総合デジタル通信サービス	当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して144kbit/sで提供する総合デジタル通信サービス
第2種総合デジタル通信サービス	当社が取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して1.536Mbit/sで提供する総合デジタル通信サービス
デジタル公衆電話サービス	当社が公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所等に電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）を設置して公衆の利用に供する総合デジタル通信サービス

2 第1種総合デジタル通信サービスは、1の契約者回線において、2のBチャンネル（64kbit/sで信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び1のD16チャンネル（16kbit/sで主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

3 第2種総合デジタル通信サービスは、1の契約者回線において、23のBチャンネル及び1のD64チャンネル（64kbit/sで主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）、又は24のBチャンネルを利用することができます。

ただし、24のBチャンネルを利用する場合（以下「24B利用」といいます。）は、2のBチャンネル及び1のD16チャンネルを利用する契約者回線又は23のBチャンネル及び1のD64チャンネルを利用（以下「23B＋D利用」といいます。）する契約者回線（以下「共用契約者回線」といいます。）を併せて利用する場合に限り提供します。

第3章 総合デジタル通信サービスの提供区域

(総合デジタル通信サービスの提供区域)

第5条 当社の総合デジタル通信サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

第1節 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約

(契約の種別)

第6条 第1種総合デジタル通信サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約
 - (2) 臨時第1種契約
- 2 第1種契約には、次の区分があります。

タイプ1	施設設置負担金の支払いを要したもの
タイプ2	タイプ1以外のもの

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第1種契約(臨時第1種契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第1種契約者(臨時第1種契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、第1種契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(総合デジタル通信サービス区域)

第9条 当社は、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより総合デジタル通信サービス区域を設定します。

2 当社は、総合デジタル通信サービス区域を表示する図表をその総合デジタル通信サービス区域内の契約事務を行う総合デジタル通信サービス取扱所において閲覧に供します。

(収容総合デジタル通信サービス取扱所)

第10条 契約者回線は、それぞれ次の総合デジタル通信サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

区 別	収容総合デジタル通信サービス取扱所
1 契約者回線の終端のある場所 が総合デジタル通信サービス 区域内となるもの	その総合デジタル通信サービス区域内の総 合デジタル通信サービス取扱所
2 契約者回線の終端のある場所 が総合デジタル通信サービス 区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣の総 合デジタル通信サービス取扱所であって、 当社が指定するもの

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容総合デジタル通信サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第64条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容総合デジタル通信サービス取扱所を変更することがあります。

(第1種契約申込)

第11条 第1種契約の申込みは、行うことができません。

第12条 削除

(契約者回線番号)

第13条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種契約者に通知します。

(注1) 番号ポータビリティ(事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。)によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。

ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第64条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

第14条 第1種契約者は、現に使用している契約者回線番号に対する次の通信を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属総合デジタル通信サービス取扱所に対し、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

- (1) 迷惑電話（いたずら電話その他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。以下同じとします。）
- (2) 犯罪目的電話（特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。）
- (3) 間違い電話（反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）

2 当社は、前項の請求があったときは、電話サービス契約約款に規定する電話番号の変更の請求があった場合に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第15条 第1種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができません。

(契約者回線の異経路)

第16条 当社は、契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置した場合において、その契約者回線を第10条（収容総合デジタル通信サービス取扱所）第1項に規定する総合デジタル通信サービス取扱所以外の当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所（同項に規定する総合デジタル通信サービス取扱所の所在する単位料金区域（電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。）内の総合デジタル通信サービス取扱所とします。）の取扱所交換設備に収容することがあります。

2 第1種契約者は、契約者回線の異経路の請求をすることができません。

(契約者回線の利用の一時中断)

第17条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者回線の利用休止)

第18条 当社は、第1種契約者（タイプ2に係る契約者及び臨時第1種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び契約者回線番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 契約者回線の利用休止期間は、その契約者回線を利用できないようにした日から起算して5年を限度とします。

3 契約者回線の利用休止期間が5年を経過した後、第1種契約者が新たに契約者回線の利用休止の請求を行わない場合において、その5年を経過した日から起算してさらに5年を経過したときは、その契約は、解除されたものとします。

4 契約者回線の利用休止をしている第1種契約者は、再利用の請求をすることができません。

(注) 利用休止している第1種契約を解除すると同時に、新たに電話サービス契約約款に定める加入電話（タイプ1のものに限ります。以下この条において同じとします。）に係る契約を締結して、利用休止する前の契約者回線の終端の場所で加入電話の提供を受ける場合の施設設置負担金の適用については、電話サービス契約約款に定めるところによります。

(利用権の譲渡)

第19条 第1種契約（タイプ1に係るものに限ります。以下第4項までの規定において同じとします。）に係る利用権（契約者が契約に基づいて総合ディジタル通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属総合ディジタル通信サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が総合ディジタル通信サービスの料金又は工事に關する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 相互接続点との間の通信を伴う第1種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、国際通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 第1種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金、第60条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権及び第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

5 第1種契約（タイプ2に係るものに限ります。）に係る利用権は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第20条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属総合ディジタル通信サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第21条 当社は、第43条（利用停止）の規定により第1種総合ディジタル通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、当社が別に定めるDSL方式に起因する事象（以下「DSL方式に起因する事象」といいます。）が生じている契約者回線について、回線収容替え（契約者回線に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を実施してもなおその状況が改善されないとき又は他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替えを行うことができないときであって、次の各号の規定に該当するときは、その第1種契約を解除することがあります。

(1) 契約者回線を保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 第1種契約者が総合ディジタル通信サービスの料金又は工事に關する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 国際通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(4) 第69条（利用に係る契約者の義務）又は第69条の2（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、第1種契約者が第43条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規

定にかかわらず、第1種総合デジタル通信サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

- 4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるDSL方式に起因する事象は、専用サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象とします。

(その他の提供条件)

第22条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第2種総合デジタル通信サービスに係る契約

(契約の種別)

第23条 第2種総合デジタル通信サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第2種契約
- (2) 臨時第2種契約

(契約の単位)

第24条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の第2種契約(臨時第2種契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第2種契約者(臨時第2種契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の第2種契約につき1人に限ります。

(第2種契約申込)

第25条 第2種契約の申込みは、行うことができません。

第26条 削除

(契約者回線番号)

第27条 契約者回線番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

ただし、24B利用の場合の契約者回線番号については、共用契約者回線と同一の契約者回線番号を付与します。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線番号を変更することがあります。

- 3 前項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(注1) 番号ポータビリティによってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。

ただし、技術的に困難な場合等当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第64条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、契約者回線番号を変更することがあります。

(共用契約者回線の指定の変更等)

第28条 当社は、24B利用に係る第2種契約者から請求があったときは、共用契約者回線の指定の変更(その指定を受ける共用契約者回線の契約者が、第2種契約者と同一の者である場合に限ります。)を行います。

- 2 前項の指定によるほか、当社は、共用契約者回線の契約の解除等により、第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)第3項の規定に該当しなくなったとき、又は共用契約者回線の第2種契約者が24B利用を廃止したときは、速やかに共用契約者回線の指定の変更等の請求をしていただきます。

- 3 当社は、前2項の請求があったときは、第21条(当社が行う第1種契約の解除)第2項の各号の規定に準じて取り扱います。

- 4 当社は、第2項の規定により第2種契約者が速やかに指定の変更等の請求を行わな

いときは、その契約者回線について、次条に規定する区別の変更の請求があったものとして取り扱います。

(区別の変更)

第29条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、23B + D利用と24B利用との間の変更（以下「区別の変更」といいます。）を行います。24B利用への区別の変更においては、共用契約者回線として第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービス（23B + D利用に限ります。）の契約者回線（その契約者が、第2種契約者と同一の者である場合に限ります。）を指定していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第21条（当社が行う第1種契約の解除）第2項の各号の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第30条 第2種契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができません。

(契約者回線の利用の一時中断)

第31条 当社は、第2種契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断を行います。

2 24B利用に係る契約者回線については、共用契約者回線の利用の一時中断があったときは、利用することはできません。

(当社が行う第2種契約の解除)

第32条 当社は、第43条（利用停止）の規定により第2種総合デジタル通信サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第43条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種総合デジタル通信サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第33条 契約者回線の終端、総合デジタル通信サービス区域、収容総合デジタル通信サービス取扱所、請求による契約者回線番号の変更、契約者回線の異経路、契約者回線の利用休止、利用権の譲渡及び契約者が行う契約の解除については、第1種総合デジタル通信サービスに係る契約の場合に準ずるものとします。

2 前項に定めるほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第34条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、次の場合には、その付加機能を提供できないことがあります。

(1) その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

(2) その請求があった契約者について、特殊詐欺に関与したとして警察機関から当社に対して付加機能の提供を拒否するよう要請があった者と同一の者であると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その請求の承諾を取り消すことがあります。

3 当社は、料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、西日本電信電話株式会社の総合デジタル通信サービスに係る契約者に当社の付加機能を提供します。

(注1) 当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時付加機能（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

(注2) 当社は、付加機能を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その付加機能を廃止します。

(付加機能の利用の一時中断)

第35条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

(利用権の譲渡等があった場合の取扱い)

第36条 当社は、付加機能を提供している契約者回線について、利用権の譲渡があった場合であって、料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがあるときは、第19条（利用権の譲渡）第4項の規定にかかわらず、その付加機能を廃止します。

2 前項に規定する場合のほか、通信のふくそうにより当社の設備運営上支障を及ぼすおそれがある等料金表第1表第1に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能を廃止します。

(利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

第37条 契約者は、前3条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第1表第2（通信料金）に規定する付加機能（当社が別に定める付加機能に限りです。）を利用することができます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2に規定する通信の付加サービスとします。

第6章 端末設備

(端末設備の提供)

第38条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(注1) 当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

(注2) 当社は、当社が端末設備を提供している契約者回線の利用休止があったときは、その端末設備を廃止します。

(端末設備の移転)

第39条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第40条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(回線相互接続)

第41条 契約者は、その契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線と当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する

電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属総合デジタル通信サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により所属総合デジタル通信サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属総合デジタル通信サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第42条 当社は、次の場合には、総合デジタル通信サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第46条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により、総合デジタル通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 24B利用に係る契約者回線については、共用契約者回線の利用の中止があったときは、利用することはできません。
- 4 第1項及び第3項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表第1表第1（基本料金）に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用の中止をすることができます。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第1項第1号及び第3号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第43条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内に当社が定める期間（その総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった総合デジタル通信サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その総合

デジタル通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の総合デジタル通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (3) 第69条（利用に係る契約者の義務）又は第69条の2（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号。以下「技術基準」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であって総合デジタル通信サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により総合デジタル通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、本条第1項第3号により、総合デジタル通信サービスの利用停止を行うとき（第69条第1項第3号又は第69条の2の規定の違反により、総合デジタル通信サービスの利用停止を行うときに限ります。）であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項に規定するほか、警察機関から当社に対して当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している付加機能の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が総合デジタル通信サービスに係る付加機能を利用している契約者と同一の者であると当社が判断した場合は、その契約者が利用しているすべての総合デジタル通信サービスに係る付加機能の利用を停止することがあります。この場合において、その利用停止をする期間は、警察機関から要請されるところに従います。
- 4 当社は、前項の規定により総合デジタル通信サービスに係る付加機能の利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 24B利用に係る契約者回線については、共用契約者回線の利用の停止があったときは、利用することはできません。

第9章 通信

（通信の種類等）

第44条 通信の種類は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

- 2 契約者回線から契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）については、発信者番号通知（発信者の契約者回線番号を着信者の契約者回線等へ通知することをいいます。）を行います。

ただし、発信者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

- 3 前項の規定により、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しない扱い

とした通信については、着信先の契約者回線が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。

- 4 当社は、前2項の規定にかかわらず、契約者回線から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線の契約者回線番号及び終端の場所並びにその契約者の氏名又は名称を、その着信先の機関へ通知することがあります。

ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

- 5 当社は、契約者回線番号を着信者の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める通信は、相互接続通信のうち**当社が別に定めるもの**とします。

(注2) 削除

(注3) 本条第3項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号受信機能の追加機能である発信電話番号通知要請機能とします。

(注4) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(相互接続点との間の通信等)

第45条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

- 2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(注) 本条第1項に定める当社が別に定めた通信は、別記4に定めるところによります。

(通信利用の制限)

第46条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記20に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。

（通信時間及び情報量の測定等）

第47条 通信時間及び情報量の測定等については、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

（国際通信の取扱地域）

第47条の2 国際通信の取扱地域は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

（通信の接続等）

第47条の3 当社は、契約者回線からの通信（当社が別に定めるものを除きます。）の接続について、次のとおり取り扱います。

- (1) 発信者が、事業者識別番号（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）をダイヤルしない場合又は当社の事業者識別番号（0036）をダイヤルする場合
当社の事業者識別番号により通信の接続を行います。
 - (2) 発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルする場合
その事業者識別番号により通信の接続を行います。
 - 2 前項第1号の場合において、別記23の2に定める通話サービス卸提供先事業者からその事業者の通信サービスを利用するものとして申出があった契約者回線からの通信（当社が別に定めるものを除きます。）については、その事業者の通信サービスとして取り扱うものとし、料金その他の提供条件については、その事業者の契約約款等に定めるところによります。
 - 3 当社は、契約者又は通話サービス卸提供先事業者から前項に定める通信サービスについて廃止の申出があったときは、この取扱いを終了します。
- （注1）本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。
- (1) 電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線への通信
 - (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信
 - (3) 電話サービス契約約款に規定する時報サービスに係る通信
 - (4) **当社が別に定める付加機能等**（協定事業者が提供するものを含みます。）を利用して行う通信
 - (5) **当社が別に定める相互接続通信**
- （注2）本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、本条（注1）に規定するもののうち(3)及び(4)以外のもの並びに**当社が別に定める付加機能等**を利用して行う通話とします。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第48条 当社が提供する総合デジタル通信サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

- 2 当社が提供する総合デジタル通信サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する総合デジタル通信サービスの態様に応じて、回線使用料(加算額を含みます。)、付加機能使用料(料金表第1表第2(通信料金)に規定する通信の付加サービスに関する料金を除きます。)、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、屋内配線使用料及び機器使用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第49条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能(当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。)又は端末設備の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により総合デジタル通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
ただし、第43条(利用停止)第3項で定める場合は、この限りではありません。
- (3) 共用契約者回線の利用の一時中断又は利用停止による場合であっても、24B利用に係る契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
- (4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、総合デジタル通信サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は4欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金
3 契約者回線の利用休止をしたとき。	契約者回線の利用休止をした日から起算した利用期間中の日数に対応するその総合デジタル通信サービスについての料金
4 端末設備の移転に伴って、総合デジタル通信サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその総合デジタル

により総合デジタル通信サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。))。	通信サービスについての料金
--	---------------

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2(通信料金)に規定する通信の付加サービスとします。

(通信料金の支払義務)

第50条 契約者又はデジタル公衆電話の利用者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2(通信料金)の規定とに基づいて算定した通信料金(当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。)の支払いを要します。この場合において、第3条(用語の定義)の表の26欄の(4)に規定するものの通信については、総合デジタル通信サービスに係る部分と当社が別に定めるサービスに係る部分とを合わせて取り扱います。

区 別	支払いを要する者
1 契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)	その契約者回線の契約者(24B利用に係る契約者回線の場合には、その共用契約者回線の契約者とします。)
2 デジタル公衆電話の電話機等から行った通信	そのデジタル公衆電話の利用者

2 第3条(用語の定義)の表の26欄の(4)に規定するものから契約者回線へ行った通信に関する料金の支払いについては、当社が別に定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第5節(相互接続通信の料金の取扱い)に規定するところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信に関する料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者(相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。)は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第2(通信料金)に規定する通信の付加サービスとします。

(注2) 本条第1項に規定する当社が別に定めるサービスは、音声利用IP通信網サービス及び特定地域向け音声利用IP通信網サービスとします。

(注3) 本条第2項に規定する当社が別に定めるところは、音声利用IP通信網サービス契約約款及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款とします。

(注4) 第4項に規定する料金表には総合デジタル通信サービス契約約款、音声利用IP通信網サービス契約約款及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款の料金表を含みます。

第51条 削除

(手続きに関する料金の支払義務)

第52条 契約者は、総合デジタル通信サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その契約者回線の設置工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第53条 削除

(工事費の支払義務)

第54条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第2（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用に消費税相当額を加算した額とします。

第55条 削除

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第56条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(注1) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いについては、別記11の2に定めるところによります。

(注2) 料金等の一括請求の取扱いについては、別記11の3に定めるところによります。

(注3) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記11の4に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第57条 契約者又はデジタル公衆電話の利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第58条 契約者又はデジタル公衆電話の利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率の割合（契約者又はデジタル公衆電話の利用者が法人の場合（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であつて当社が別に定める場合は年14.5%の割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注1) 第61条の2（債権の譲渡）の規定する当社が別に定める場合に該当する場合には、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第5節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第59条 契約者、デジタル公衆電話の利用者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 契約者又はデジタル公衆電話の利用者は、当社が別に定めるところにより、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金と合算して、契約者又はデジタル公衆電話の利用者に請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者又はデジタル公衆電話の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4、21及び22に定めるところによります。

第6節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第60条 協定事業者（当社が別に定める者）に限ります。以下この条において同じとします。）と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する総合デジタル通信サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める相互接続通信の料金等の滞納通知)

第61条 契約者は、契約者が第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金及び前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第61条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）は、当社がその契約者回線の契約者回線番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第7節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第61条の2 契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権（第59条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金に係る債権及び第60条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第62条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第63条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、総合デジタル通信サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、[当社が別に定めるところ](#)により当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第64条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第46条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記20の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容総合デジタル通信サービス取扱所及び契約者回線番号を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第65条 当社は、総合デジタル通信サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、総合デジタル通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りまゝ。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその総合デジタル通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（第3号に規定する料金を除きます。）（総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 相互接続通信（国際通信となる他社相互接続通信に伴って行われるものを除きます。）に係る当社又は協定事業者の契約約款等に規定する通信料金（当社又はその通信に係る協定事業者の課金資料に基づき、第2号の場合と同様の方法により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失により総合デジタル通信サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第1に別段の定めがある場合は、その定めるところによりまゝ。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、総合デジタル通信サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第66条 当社は、総合デジタル通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通

信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第67条 総合デジタル通信サービスに係る利用権を譲り受けることの承認を受けた者（以下この条において「第1種契約者等」といいます。）は、別記23に定める電気通信事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記23に定める利用契約を締結したこととなります。

ただし、第1種契約者等からその電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約を締結した第1種契約者等は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その第1種契約者等が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第68条 当社は、契約者又はデジタル公衆電話の利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第69条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(利用上の制限)

第69条の2 契約者は、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させないことを守っていただきます。

方 式	内 容
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通話の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等）

第70条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第71条 総合デジタル通信サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する当社の事業所において、総合デジタル通信サービスを利用するうえで参考となる別記24の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（契約者の氏名の通知等）

第72条 契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行う際に、当社がその相互接続通信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要となる情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 3 契約者（デジタル公衆電話の利用者及び相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により総合デジタル通信サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 4 契約者は、当社が第61条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第43条（利用停止）の規定に基づきその総合デジタル通信サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 5 契約者は、当社が第61条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその総合デジタル通信サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 6 契約者は、第47条の3（通信の接続等）第2項に定める通話サービス卸提供先事業者の通信サービスを利用する場合において、当社がその事業者による通信サービスの提供のために必要となる情報を、その事業者に通知することについて、同意していただきます。
- 7 契約者は、第43条（利用停止）第3項で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、警察機関及び総務省に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者等からの通知)

第73条 契約者は、次の場合には、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

- (1) 当社が、付加機能の提供又は料金若しくは工事に関する費用の適用に当たり必要があるとき。
- (2) 当社が、契約者回線から第三者による国際通信の不正な使用を判断するために必要があるとき。
- 2 契約者は、当社が別記23の2に定める通話サービス卸提供先事業者に当社が通話サービス卸を提供するに当たって必要があるときは、その事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者等の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

第74条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者等（**当社が別に定める協定事業者**及び通話サービス卸提供先事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者等が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による総合デジタル通信サービスに関する料金の回収代行)

第75条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（**当社が別に定める協定事業者**に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

(電話帳)

第76条 当社は、別記6に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(番号案内)

第77条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は**当社が別に定める協定事業者**が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。

- 2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取扱います。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社並びに別記21に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。

（番号情報の提供）

第77条の2 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第76条（電話帳）及び第77条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注2）本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

（注3）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（注4）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に西日本電信電話株式会社が提供します。

（法令に規定する事項）

第78条 総合デジタル通信サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記7から11に定めるところによります。

（閲覧）

第79条 この約款において、**当社が別に定めることとしている事項**については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

（附帯サービス）

第80条 総合デジタル通信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記12から19に定めるところによります。

別記

1 総合デジタル通信サービスの提供区域等

- (1) 総合デジタル通信サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社の総合デジタル通信サービスの提供区間は、同一の都道府県の区域における契約者回線と契約者回線等（第3条（用語の定義）の表の26欄の(4)に規定するものを除きます。）との間、契約者回線とサービス接続点（総合デジタル通信網と音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する音声利用IP通信網との接続点をいいます。）との間及び相互接続点相互間とします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属総合デジタル通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、次の場合には、そのことを速やかに所属総合デジタル通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- ア 契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったとき。
- ただし、その変更があったにもかかわらず所属総合デジタル通信サービス取扱所に届出がないときは、第21条（当社が行う第1種契約の解除）、第32条（当社が行う第2種契約の解除）及び第43条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- イ 料金表第1表第1（基本料金）において定める利用種別の適用を変更しなければならない状態が生じたとき。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 相互接続通信の料金等の取扱い

- (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。
- ア 相互接続通話は、**当社が別に定める協定事業者**に係る相互接続点との間において行うことができます。
- イ アに規定する相互接続通信のうち、契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等から発信する国際通信（発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルして行う通信及びデジタル通信モード補完策により行う通信を除きます。）については、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において通信の接続を行います。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その

国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。

ウ 契約者は、その契約者回線への国際通信（当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限りします。）の着信を許容しないようにしたい場合は、その協定事業者に申し出ていただきます。

- (2) 別記22（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(8)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記22に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによりします。

ただし、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによりします。

- (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (4) 別記22に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記21に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）又は電気通信事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限りします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア 中継事業者等に係る他社相互接続通信（当社が別に定めるものに限りします。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。

（ア） その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて別記22に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによりします。

（イ）（ア）に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を中継事業者等に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

イ 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。
その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによりします。

ウ 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者に係る他社相互接続通信を伴うとき（ア又はイに規定するものを除きます。）。

その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによりします。

- (5) (4)の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによりします。
- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、当社の契約者回線、デジタル公衆電話の電話機等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信及び電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線（海上保安機関に係るものを除きます。）への相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信（中継事業者等に係るものを除きます。）とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによりします。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信（(8)に規定するものを除きます。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
- ア イ以外のもの。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。以下(7)及び(8)において同じとします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 契約者回線から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記22に規定する料金設定事業者が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。

- (8) 相互接続点相互間及び**当社が別に定める相互接続通信**（別記22に規定する接続形態により行われるものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信（中継事業者等に係るものを除きます。）とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

5 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が契約に基づき提供する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

6 電話帳

- (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

7 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、次の端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- ア 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）
- イ 技術基準に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器
- ウ 技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準に適合しないとき。
- イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等

に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。
- (8) デジタル公衆電話の利用者は、契約者回線等への接続について当社の承諾を受けている自営端末設備に限りデジタル公衆電話の電話機（**当社が別に定めるもの**に限ります。）に自営端末設備を接続することができます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10の2 電気通信番号計画の遵守

(1) 契約者は、総合デジタル通信サービスを利用して自らの電気通信事業の用に供する場合は、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）の規定に基づき、次のことを守っていただきます。

ア 契約者が総合デジタル通信サービスを自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告すること。

イ 認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守すること。

(2) 契約者は、(1)のアの申告に際して、その申告のあった事実を証明する書類等を当社の求めに応じて提出していただきます。

(3) 当社は、契約者が(1)の規定に違反しているおそれがあると判断した場合には、そのことを総務省に通報することがあります。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

11の2 電子媒体による請求額情報の通知

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、その総合デジタル通信サービスの料金等の請求額情報（その契約者に係る料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

ア その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等の支払方法が、**当社が別に定める方法**によるものでないとき。

イ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等が、他の電話サービス若しくは総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る料金等（**当社が別に定めるもの**に限ります。）と一括して請求されているとき。

ウ 24B利用の第2種契約に係る料金であるとき。

ただし、24B利用の第2種契約に係る料金等が、電子媒体による請求額情報の取扱いを受けている他の電話サービス若しくは総合デジタル通信サービスの契約に係る料金等と一括して請求されるときはこの限りではありません。

エ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

(3) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている総合デジタル通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、契約者回線番号が変更となるとき又は(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

11の3 料金等の一括請求

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合に限り、その総合デジタル通信サービスに係る料金等について、契約者が指定する他の電話サービス又は総合

デジタル通信サービスの契約に係る料金等と一括して請求する取扱い（以下「料金等の一括請求」といいます。）を行います。

ア その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約者が、料金等の一括請求を受ける回線群を構成する他の契約者回線又は電話サービスの契約者回線の契約者と同一の者（相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者を含みます。）であるとき。

イ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約が、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けるものでないとき。

ウ その請求のあった総合デジタル通信サービスの契約が、**当社が別に定めるもの**であるとき。

エ その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

- (2) 当社は、料金等の一括請求を受けている総合デジタル通信サービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、(1)の各号のいずれかに該当することとなったときは、この取扱いを廃止します。

11の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第49条（基本料金の支払義務）から第54条（工事費の支払義務）までの規定、第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、**当社が別に定める場合**を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

12 料金明細内訳書の送付等

(1) 当社は、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所の取扱所交換設備に収容されている契約者回線に係る通信の料金明細内訳を記録している契約者回線について、契約者から請求があったときは、**別に定めるところ**により、通信料金明細内訳書を送付します。

(2) 契約者は、(1)に規定する通信料金明細内訳書の送付（電子媒体による送付を除きます。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表第1（料金明細内訳書の送付手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

(3) 当社は、別記4（相互接続通信の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金に係る料金明細内訳書について、その協定事業者の契約約款等に定めるところにより、送付することがあります。

(4) 当社は、前3項の規定によるほか、別記11の2（電子媒体による請求額情報の通知）の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行うときは、その契約者回線に係る通信の料金明細内訳を、**当社が別に定めるところ**により、料金明細蓄積装置（通信の料金明細内訳情報を蓄積する装置をいいます。）に登録した電子データにより通知する取扱いを行います。

13 テレホンカードの販売

当社は、デジタル公衆電話の電話機等から通信を行う場合に使用することができるテレホンカード（一定の通信度数を記録した磁気カードをいいます。以下同じとします。）を販売します。この場合において、販売するテレホンカードの種類、販売価格等テレホンカードの販売に関する取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するテレホンカードの販売の場合に準ずるものとします。

14 利用権に関する事項の証明

当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権（タイプ2の第1種契約に係るものを除きます。）に関する事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。この場合、利用権に関する事項の証明に係る料金その他の提供条件は、電話サービスにおける電話加入権等に関する事項の証明の場合に準ずるものとします。

14の2 適格請求書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、その総合デジタル通信サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その適格請求書の発行を受けたときは、料金表第4表第1の2（適格請求書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

15 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社がその総合デジタル通信サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、所属総合デジタル通信サービス取扱所において、その総合デジタル通信サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表第2（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
- (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

16 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、総合デジタル通信サービスに係る契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

17 情報料回収代行の承諾

契約者は、有料情報サービス（有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

18 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記17（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係る通信料の料金に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

19 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害について、責任を負いません。

20 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

21 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。）
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
4 削除	削除
5 削除	削除
6 I P 電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（別記21の2（契約者回線からの通信に係るI P 電話事業者の電気通信番号）又は別記21の3（デジタル公衆電話の電話機等からの通信に係るI P 電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限り、）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

22 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

- (1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備

接 続 形 態			料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	(1) (2)以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
		(2) 当社が別に定める電気通信番号を用いた通信を行う	携帯・自動車電話事業者	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

	場合				
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同左	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	中継事業者	同左	その中継事業者の契約約款等に規定する者	その中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は
中継事業者に係る電気通信設備（**当社が別に定めるもの**に着信するものに限ります。）

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (4) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備

接 続 形 態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
—	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。

- (5) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：外国の電気通信設備

接 続 形 態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 2以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2 中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	当社	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

- (6) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備
着信側の電気通信設備：当社の契約者回線

接 続 形 態	料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 2又は3以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
2 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

3	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。
---	------------------------	----	----	---------------------	-------------------

- (7) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備
着信側の電気通信設備：当社の契約者回線

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
2	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。

- (8) 発信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備
着信側の電気通信設備：当社の契約者回線

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
—		I P電話事業者	同左	そのI P電話事業者の提供する契約約款等に規定する者	そのI P電話事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。

23 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業者	締結する利用契約
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 KDDI株式会社	電話等利用契約 第2種中継電話等契約 国際ISDN利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限りします。） 第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約

23の2 通話サービス卸提供先事業者

当社が通話サービス卸を提供する電気通信事業者
ソフトバンク株式会社 KDDI 株式会社

24 技術資料の項目

- 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- 2 コネクタの形状とピン番号
- 3 相互接続回路の電気的特性
- 4 相互接続回路の論理的接続条件
- 5 基本的な通信形態とインタフェース
- 6 各種選択事項と付加機能

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者（臨時第1種契約者又は臨時第2種契約者を除きます。以下1から5の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に契約者回線、付加機能又は端末設備の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に契約者回線、付加機能又は端末設備の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能若しくは端末設備の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第49条（基本料金の支払義務）第2項第4号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第49条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通信料金については、当社は、特別な事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 契約者は、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所における通信料金（通話モードに係るものに限ります。）の支払いについては、別記13（テレホンカードの販売）に規定するテレホンカード（未使用のものに限ります。）を利用することができるものとし、この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するテレホンカードによる通話料金の支払いの場合に準ずるものとします。
- 10 デジタル公衆電話の利用者は、デジタル公衆電話の電話機等から通信を行う場合に別記13に規定するテレホンカードを利用することができるものとし、この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定する公衆電話の利用者が行った通話の場合に準ずるものとします。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 13 第49条（基本料金の支払義務）から第54条（工事費の支払義務）までの規定、第59条（相互接続通信の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金及びデジタル公衆電話の電話機等から行う通信（当社が別に定める付加機能を利用して行う通信及び当社が別に定める相互接続通信を除きます。）に係る料金については、この限りではありません。

(注1) 13において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

(注2) この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(注4) 13に規定する当社が別に定める付加機能を利用して行う通信は、フリーアクセス通信とします。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の総合デジタル通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 総合デジタル通信サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、総合デジタル通信サービスの需要と供給の見込み等を考慮して総合デジタル通信サービス区域を設定します。				
(2) 利用種別の適用	当社は、第1種契約（臨時第1種契約を除きます。）について、次の利用種別により、回線使用料を適用します。 <table border="1"> <tr> <td>住宅用</td><td>その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線の終端とするものにあつては、その契約者の名義が個人以外のものを含みます。</td></tr> <tr> <td>事務用</td><td>住宅用以外のもの</td></tr> </table> （注）利用種別の認定は、当社が行います。	住宅用	その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線の終端とするものにあつては、その契約者の名義が個人以外のものを含みます。	事務用	住宅用以外のもの
住宅用	その契約者回線の終端のある場所が専ら居住の用に供される場所であって、その契約者の名義が個人であるもの ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身体障害者の専ら居住の用に供される場所を契約者回線の終端とするものにあつては、その契約者の名義が個人以外のものを含みます。				
事務用	住宅用以外のもの				
(3) 削除	削除				
(4) 契約者回線の終端が総合デジタル通信サービス区域外となる場合の回線使用料の加算額の適用	契約者回線の終端がその収容総合デジタル通信サービス取扱所が所在する総合デジタル通信サービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の回線使用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容総合デジタル通信サービス取扱所が所在する総合デジタル通信サービス区域（契約者回線がその収容総合デジタル通信サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域）を超える地点から引込柱（保安器に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。 ただし、特定地域向け音声利用IP通信網サービスの提供に伴い電話加入区域外となる区域のうち、当社が別に定める区域において提供している総合デジタル通信サービス契約に係る契約者回線については、当社が別に定める期間において適用しません。				
(5) 復旧等に伴い収容総合デジタル通信サービス取扱所を変更した場合の回線使用料の加算額の適用	第64条（修理又は復旧の順位）の規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその収容総合デジタル通信サービス取扱所を変更した場合の回線使用料の加算額は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線を変更前の収容総合デジタル通信サービス取扱所において修理又は復旧したものとみなして適用します。				

(6) 契約者回線が異経路となる場合の回線使用料の加算額の適用	契約者回線が異経路となる場合の回線使用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア 契約者回線がその収容総合デジタル通信サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が存在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が存在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路 イ ア以外の場合 その収容総合デジタル通信サービス取扱所が存在する総合デジタル通信サービス区域（その収容総合デジタル通信サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容総合デジタル通信サービス取扱所が存在する収容区域）を超える地点から引込柱までの線路											
(6)の2 発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例	発信電話番号受信機能の基本機能及び発信電話番号通知要請機能を利用する第1種契約（利用種別が住宅用となるものに限ります。）について、その第1種契約者又はその契約者回線の終端のある建物内において居住する者が70歳以上の場合であって、第1種契約者から申し出があったときは、2（料金額）の規定にかかわらず、それらの付加機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。この場合において、当社は、その届出のあった事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。											
(7) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用	次のいずれかの場合（第1種契約に係るものに限ります。）には、契約者回線1回線ごとに、2（料金額）に規定する付加機能使用料の合計額から、以下に定める額を減額して適用します。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">減額する額</th></tr><tr><th>すべての機能が臨時以外のものあるとき。 (月額)</th><th>左欄以外のとき。 (日額)</th></tr><tr><td>ア ポート識別情報送出機能及び複合接続機能の通信中着信機能を同時に利用しているとき（エに該当する場合を除きます。）。</td><td>150円 (税込価格 165円)</td><td>15円 (税込価格 16.5円)</td></tr><tr><td>イ ポート識別情報送出機能（追加番号の数が2のものを除きます。）、複合接続機能の通信中着信機能及び網起動着信転送機能を同時に利用しているとき（ア及びエに該当する場合を除きます。）。</td><td>100円 (税込価格 110円)</td><td>—</td></tr></table>	区 分	減額する額		すべての機能が臨時以外のものあるとき。 (月額)	左欄以外のとき。 (日額)	ア ポート識別情報送出機能及び複合接続機能の通信中着信機能を同時に利用しているとき（エに該当する場合を除きます。）。	150円 (税込価格 165円)	15円 (税込価格 16.5円)	イ ポート識別情報送出機能（追加番号の数が2のものを除きます。）、複合接続機能の通信中着信機能及び網起動着信転送機能を同時に利用しているとき（ア及びエに該当する場合を除きます。）。	100円 (税込価格 110円)	—
区 分	減額する額											
	すべての機能が臨時以外のものあるとき。 (月額)	左欄以外のとき。 (日額)										
ア ポート識別情報送出機能及び複合接続機能の通信中着信機能を同時に利用しているとき（エに該当する場合を除きます。）。	150円 (税込価格 165円)	15円 (税込価格 16.5円)										
イ ポート識別情報送出機能（追加番号の数が2のものを除きます。）、複合接続機能の通信中着信機能及び網起動着信転送機能を同時に利用しているとき（ア及びエに該当する場合を除きます。）。	100円 (税込価格 110円)	—										

	<table><tr><td rowspan="2">ウ 複合接続機能の通信中着信機能、網起動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき（エに該当する場合を除きます。）。</td><td>(ア) その契約者回線が住宅用の場合</td><td>200円 (税込価格 220円)</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>(イ) (ア) 以外の場合</td><td>400円 (税込価格 440円)</td></tr><tr><td rowspan="2">エ ポート識別情報送出機能（追加番号の数が2のものを除きます。）、複合接続機能の通信中着信機能、網起動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき。</td><td>(ア) その契約者回線が住宅用の場合</td><td>400円 (税込価格 440円)</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>(イ) (ア) 以外の場合</td><td>650円 (税込価格 715円)</td></tr></table>	ウ 複合接続機能の通信中着信機能、網起動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき（エに該当する場合を除きます。）。	(ア) その契約者回線が住宅用の場合	200円 (税込価格 220円)	—	(イ) (ア) 以外の場合	400円 (税込価格 440円)	エ ポート識別情報送出機能（追加番号の数が2のものを除きます。）、複合接続機能の通信中着信機能、網起動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき。	(ア) その契約者回線が住宅用の場合	400円 (税込価格 440円)	—	(イ) (ア) 以外の場合	650円 (税込価格 715円)
ウ 複合接続機能の通信中着信機能、網起動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき（エに該当する場合を除きます。）。	(ア) その契約者回線が住宅用の場合		200円 (税込価格 220円)	—									
	(イ) (ア) 以外の場合	400円 (税込価格 440円)											
エ ポート識別情報送出機能（追加番号の数が2のものを除きます。）、複合接続機能の通信中着信機能、網起動着信転送機能及び発信電話番号受信機能を同時に利用しているとき。	(ア) その契約者回線が住宅用の場合	400円 (税込価格 440円)	—										
	(イ) (ア) 以外の場合	650円 (税込価格 715円)											
(8) 選択制による付加機能使用料の適用	当社は、契約者から申出があったときは、その契約者回線について、2－5（付加機能使用料）に規定する額に代えて、基本料金別表に定める選択制による付加機能使用料（以下「選択制付加機能使用料」といいます。）を適用します。 ただし、その選択制付加機能使用料の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その選択制付加機能使用料を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。												
(9) 登録制御信号送信機能に関する付加機能使用料（加算額）の適用	登録制御信号送信機能に関する付加機能使用料（加算額の部分に限ります。）については、その機能を利用して登録制御信号を送信した場合に適用します。												
(10) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用	2－6に規定するユニバーサルサービス料及び2－9に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第1種総合デジタル通信サービス、第2種総合デジタル通信サービス、付加機能又は当社が別に定めるサービスの提供を受けている契約者回線について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。 <table><tr><td>区 分</td><td>電気通信番号</td></tr><tr><td>第1種総合デジタル通信サービス</td><td>契約者回線番号</td></tr><tr><td>第2種総合デジタル通信サービス</td><td>契約者回線番号</td></tr></table>			区 分	電気通信番号	第1種総合デジタル通信サービス	契約者回線番号	第2種総合デジタル通信サービス	契約者回線番号				
区 分	電気通信番号												
第1種総合デジタル通信サービス	契約者回線番号												
第2種総合デジタル通信サービス	契約者回線番号												

	番号情報送出機能（ダイヤルイン）	追加番号
	着信課金機能（フリーアクセス）	着信課金番号
	ポート識別情報送出機能（i・ナンバー）	追加番号
	当社が別に定めるサービス	そのサービスに係る電気通信番号
(11) 屋内配線使用料の適用	屋内配線使用料は、契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。）までの配線ごとに適用します。	
(12) 特殊詐欺対策に利用する宅内機器に関する機器使用料の免除	第1種契約者が、特殊詐欺の被害を防止するために通話録音機能付き端末を利用する場合は、2－8（機器使用料）の規定にかかわらず、その支払いを免除します。	

2 料金額

2-1 回線使用料（基本料）

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額			
	臨時契約以外のもの（月額）		臨時契約のもの（日額）	
第1種総合デジタル通信サービス	タイプ1		タイプ2	
	事 務 用	住 宅 用	事 務 用	住 宅 用
	3,930円 (税込価格 4,323円)	2,980円 (税込価格 3,278円)	4,180円 (税込価格 4,598円)	3,230円 (税込価格 3,553円)
第2種総合デジタル通信サービス	34,000円(税込価格 37,400円)			3,100円(税込価格 3,410円)

2-2 契約者回線がその収容総合デジタル通信サービス取扱所が所在する総合デジタル通信サービス区域外において電話サービス取扱所を経由する場合の回線使用料の加算額

1 契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時契約以外のもの（月額）	臨時契約のもの（日額）
第1種総合デジタル通信サービス	その契約者回線を高速デジタル伝送サービスの192kb/sの専用回線（終端が専用サービス取扱所以外にあるもの）とみなした場合の基本回線専用料の基本額に0.75を乗じた額	左欄の料金額の10分の1
第2種総合デジタル通信サービス	その契約者回線を高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/sの専用回線（通常クラスの専用回線であって、その終端が専用サービス取扱所以外にあるもの）とみなした場合の基本回線専用料の基本額と同額	左欄の料金額の10分の1

2-3 契約者回線の終端が総合デジタル通信サービス区域外となる場合の回線使用料の加算額（2-4に該当する場合を除きます。）

1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	料 金 額	
	臨時契約以外のもの（月額）	臨時契約のもの（日額）
第1種総合デジタル通信サービス	その契約者回線を高速デジタル伝送サービスの192kb/sの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額（専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。）と同額	左欄の料金額の10分の1
第2種総合デジタル通信サービス	その契約者回線を高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/sの専用回線とみなした場合の基本回線専用料の加算額（専用回線の終端が電話加入区域外となる場合の加算額に限ります。）と同額	左欄の料金額の10分の1

2-4 契約者回線が異経路となる場合の回線使用料の加算額

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
第1種総合デジタル通信サービス 又は第2種総合デジタル通信サービス	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する総合デジタル通信サービス取扱所において閲覧に供します。	

2-5 付加機能使用料

区 分		単 位	料 金 額	
			臨時契約以 外のもの (月額)	臨時契約の もの (日額)
番号情報送出機能 (ダイヤルイン)	その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号（契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者回線番号以外の番号であって、着信短縮ダイヤル番号以外のものをいいます。）の情報を、その契約者回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能	1 契約者回線番号又は1 追加番号ごとに	800円 (税込価格 880円)	80円 (税込価格 88円)
	備考	1 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 2 その契約者回線において代表機能を利用している場合には、当社は、契約者がこの機能をその代表機能を利用しているすべての契約者回線で利用する場合に限り提供します。 3 第43条（利用停止）第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。 4 追加番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。		
着信課金機能 (フリーアクセス)	基本機能 その契約者回線へ、あらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通信（以下「フリーアクセス通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線の契約者（話中時迂回機能、振分接続機能又は時間外案内機能を利用している契約者回線へ行う通信であって、契約者があらかじめ指定した契約者回線等へ着信先が変更された通信に関する料金については、その通信の着信があった契約者回線等の契約者とし、その契約者回線に課金する機能	基本額（1 着信課金番号につき着信を許容するBチャンネル1チャンネルごとに）	300円 (税込価格 330円)	30円 (税込価格 33円)

追加機能	複数拠点共通番号機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線等に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の契約者回線ごとに）	350円 （税込価格 385円）	35円 （税込価格 38.5円）
	話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線（迂回元回線といいます。）がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線へのフリーアクセス通信を、契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線等に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の迂回元回線ごとに）	800円 （税込価格 880円）	80円 （税込価格 88円）
	振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している複数の契約者回線等（振分グループといいます。）を構成する着信先ごとに、契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の振分グループごとに）	700円 （税込価格 770円）	70円 （税込価格 77円）
	時間外案内機能	契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能（契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線（受付先変更元回線といいます。）へのフリーアクセス通信を、契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線等に着信させる機能）を利用することができる機能	加算額（1着信課金番号につき1の契約者回線ごとに）	650円 （税込価格 715円）	65円 （税込価格 71.5円）
	備考	1 当社は、契約者回線番号又は追加番号1番号ごとに1の着信課金番号を付与します。			

	ただし、その契約者回線において代表機能又は複数拠点共通番号機能を利用している場合（番号情報送出機能を利用している場合を除きます。）には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線に1の着信課金番号を付与します。 2 この機能を利用する契約者回線において代表機能を利用している場合の複数拠点共通機能又は時間外案内機能に関する付加機能使用料の単位は、この表の単位の規定にかかわらず、1着信課金番号につき代表契約者回線番号を付与した契約者回線ごととします。 3 契約者からフリーアクセス通信について複合接続機能の通信中着信機能を利用する申出があった場合の基本機能に関する付加機能使用料は、その契約者回線を2の契約者回線とみなして取り扱います。 4 この機能を利用している契約者回線へ着信課金番号により行う通信は、通話モードによる通信又はデジタル通信モード補完策によるもののうち、県内通信（契約者回線の終端と同一の都道府県の区域内における契約者回線等との間の通信をいいます。）に限りします。 5 契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線に課金することを許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。 6 複数拠点共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 7 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線等は、同一の着信課金番号を付与した契約者回線等に限りします。この場合、その着信先をこの機能を利用する契約者回線の契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線等の契約者からの同意がある場合に限り提供します。 8 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。 9 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 10 当社は、契約者から請求があったときは、携帯・自動車電話事業者（当社が別に定める協定事業者に限りします。）に係る電気通信設備（当社が別に定めるものを除きます。）から発信された相互接続通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 （注1）6に規定する当社が別に定める数は、複数拠点共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能の場合は9、振分接続機能の場合は50、受付先変更機能の場合は10とします。 （注2）8に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。				
ポート識別情報送出機能 （i・ナンバー）	その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号に対応するポート識別情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能	追加番号の数が1のもの	1 契約者回線ごとに	300円 （税込価格 330円）	30円 （税込価格 33円）
		追加番号の数が2のもの	1 契約者回線ごとに	400円 （税込価格 440円）	40円 （税込価格 44円）
	備考	1 第1種契約に係る契約者回線に限り提供します。 2 追加番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。			

着信短縮ダイヤル機能 (#ダイヤル)	その契約者回線へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者からの請求により当社が付与した契約者回線番号以外の番号であって、追加番号以外のものを行います。）により行うことができるようにする機能	ブロック型（1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を 当社が別に定める地域 のいずれか1の地域内に限定するもの）	1地域につき1着信短縮ダイヤル番号ごとに	10,000円 （税込価格 11,000円）	—
		全国型（1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	30,000円 （税込価格 33,000円）	—
備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域（ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。）を単位料金区域ごとに指定することができるものとし、その単位料金区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）を指定していただきます。 3 全国型の着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた契約者が、その通信の発信を許容する区域として西日本電信電話株式会社の提供区域にある区域を指定したときは、西日本電信電話株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結したことになります。この場合の付加機能使用料は、西日本電信電話株式会社が提供する機能と合わせて当社が定めるものとし、この欄に定める全国型に係る料金額とします。 4 前項に定める付加機能使用料については、当社が請求するものとし、この機能を利用する契約者が支払っていただきます。この場合の料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 5 西日本電信電話株式会社に着信短縮ダイヤル機能の利用の請求をし、その承諾を受けた西日本電信電話株式会社の契約者は、その通信の発信を許容する区域として当社の提供区域にある区域を指定したときは、当社とこの機能の利用に係る契約を締結したことになります。この場合の付加機能使用料は、この約款の規定にかかわらず、その機能と西日本電信電話株式会社が提供する機能とを合わせて定めるものとし、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。 6 前項に定める付加機能使用料については、西日本電信電話株式会社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この				

	約款の規定にかかわらず、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。 7 当社は、その請求の承諾後、契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。 8 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 (注) 7に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。				
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった契約者のために、登録応答装置（その契約者回線（臨時第1種契約又は臨時第2種契約に係る契約者回線を除きます。）の契約者が指定した総合デジタル通信サービスの契約者回線番号等（当社が別に定めるもの）に限ります。）を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、総合デジタル通信サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能	登録可能番号数が6以内のもの	1 登録応答装置ごとに	600円 (税込価格 660円)	—
		登録可能番号数が30以内のもの	1 登録応答装置ごとに	700円 (税込価格 770円)	—
備考	1 この機能には、次の区分があります。 ア 個別着信応答（1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの） イ 共通着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を共通に利用するもの） 2 代表機能を利用している場合は、その代表機能を利用しているすべての契約者回線番号において1の登録応答装置を共用して、この機能を利用していただきます。 ただし、共通着信応答で代表機能を利用している場合は、その契約者回線番号が代表契約者回線番号に係るものであって、その代表機能を利用するすべての契約者回線の契約者が、この機能の提供を受けることについて承諾しているときに限り提供します。 3 登録可能番号数（1の登録応答装置に登録できる総合デジタル通信サービスの契約者回線番号等の数をいいます。）を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。 4 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。 6 当社は、この機能を利用している契約者回線について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おことわり機能を廃止します。				

		7 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。					
発信電話番号受信機能 (INSナンバー・ディスプレイ)	基本機能	この機能を利用する契約者回線へ通知される発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等を受信することができる機能	第1種契約に係るもの	ア 事務用	1 契約者回線ごとに	1,800円 (税込価格1,980円)	180円 (税込価格198円)
				イ 住宅用	1 契約者回線ごとに	600円 (税込価格660円)	—
			第2種契約に係るもの		1 契約者回線ごとに	18,000円 (税込価格19,800円)	1,800円 (税込価格1,980円)
	追加機能	発信電話番号通知要請機能 この機能を利用する契約者回線へ発信電話番号等又は契約者回線番号が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等又は契約者回線番号を通知しない通信に限ります。）に対して、その発信電話番号等又は契約者回線番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能	第1種契約に係るもの	ア 事務用	1 契約者回線番号ごとに	400円 (税込価格440円)	40円 (税込価格44円)
				イ 住宅用	1 契約者回線番号ごとに	200円 (税込価格220円)	—
			第2種契約に係るもの		1 契約者回線番号ごとに	2,000円 (税込価格2,200円)	200円 (税込価格220円)
備考	当社は、発信電話番号等又は契約者回線番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。						

特定番号通知機能	この機能を利用する契約者回線(着信課金機能(当社が別に定めるものに限ります。))又は当社が別に定める協定事業者が付与する着信課金番号等による着信が可能なものであって、その事実が協定事業者からの通知により確認できるものに限ります。)から行う通信について、その契約者回線番号に替えて、着信課金番号等を着信先の契約者回線等へ通知する機能	ア イ以外の場合	1 契約者回線番号につき1 着信課金番号等ごとに	100円 (税込価格 110円)	10円 (税込価格 11円)
		イ 番号情報送出機能及び代表機能を同時に利用している場合	番号情報送出機能及び代表機能を同時に利用している契約者回線により構成される1の契約者回線群(同一の代表契約者回線番号に係るものとします。以下同じとします。)につき1 着信課金番号等ごとに	100円 (税込価格 110円)	10円 (税込価格 11円)
複合接続機能 (フレックスホン)	通信中着信機能、自動着信転送機能又は3者通話機能を複数の契約者回線等の間で行うことができる機能	基本額(1 契約者回線番号ごとに1 機能)		300円 (税込価格 330円)	30円 (税込価格 33円)
		加算額(1 契約者回線番号につき追加1 機能ごとに)		200円 (税込価格 220円)	20円 (税込価格 22円)
備考	1 通信中着信機能(INSキャッチホン)とは、通信中に他から着信があった場合に、その契約者回線に接続されている端末設備の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。 2 自動着信転送機能(その契約者回線に着信した通信を、端末設備の操作により他の契約者回線等(当社が別に定めるもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)に転送する機能をいいます。)の取扱いは、次のとおりとします。 (1) この機能に係る通信については、発信者からこの機能を利用している契約者回線への通信とこの機能を利用している契約者回線から転送先の契約者回線等への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。				

		(2) 自動着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 (3) 自動着信転送機能に係る転送先から、その転送される通信について、間違いのためその転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 3 3者通話機能（通信中に、端末設備のダイヤル操作等により、その通信中の契約者回線以外の契約者回線等に接続して、同時に3者間で通信ができるようにする機能をいいます。）については、通話モードによる通信に限り利用できます。				
網起動着信転送機能 (INSボイスワープ)	基本機能	着信があった場合（通信中に他から着信があった場合を含みます。）に、その着信する通信を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社が別に定めるもの）に限り、自動的に転送することができる機能	アイ以外の場合	基本額（1契約者回線番号又は1追加番号ごとに）	800円 （税込価格 880円）	80円 （税込価格 88円）
			イ その契約者回線が住宅用の場合	基本額（1契約者回線番号又は1追加番号ごとに）	500円 （税込価格 550円）	—
	追加機能	指定番号着信転送機能 契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるもの）に限り、自動的に転送する機能		加算額（1契約者回線番号又は1追加番号ごとに）	150円 （税込価格 165円）	15円 （税込価格 16.5円）
	備考	1 当社は、利用の一時中断の契約者回線については、この機能を提供しません。 ただし、災害又は当社の設備上の都合により契約者がこの機能を利用することがやむを得ない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、この限りではありません。 2 この機能に係る通信については、発信者からこの機能を利用している契約者回線への通信とこの機能を利用している契約者回線から転送先の契約者回線等への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。				

	3 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 4 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知される場合があるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について、間違いのためその転送が行われないうようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 5 利用の一時中断となっている契約者回線にこの機能を提供している場合であって、その契約者回線の設置場所の利用について家主等から異議の申立があり当社が必要と認めるときは、契約者にその契約者回線の設置場所を変更していただくものとし、契約者がその設置場所を変更されない場合は、当社は、この機能の利用を中止することがあります。 6 指定番号着信転送機能においては、あらかじめ登録した契約者回線番号等（以下この欄において「登録番号」といいます。）から着信する通信又は登録番号以外の番号から着信する通信を指定して転送することができます。この場合において、登録できる契約者回線番号等の数は10以内とします。 7 指定番号着信転送機能と指定番号着信識別機能をあわせて利用する場合は、登録番号を共通に利用していただきます。			
転送元電話番号受信機能	他の契約者回線等から転送された通信に伴って送信された転送元の契約者回線等の番号を受信するための機能	1 契約者回線番号ごとに	1,000円 （税込価格 1,100円）	100円 （税込価格 110円）
備考	電話サービス契約約款に規定する通話中着信機能のうち転送機能付のものその他当社が別に定める機能を利用して転送された通信に伴って送信された契約者回線等の番号に限り受信することができます。			
代表機能 （代表取扱いサービス）	2以上の契約者回線番号について、それらの契約者回線番号を代表する代表契約者回線番号を定め、その代表契約者回線番号に着信があった場合に、通信中でないいずれか1の契約者回線番号に接続することができるようにする機能		—	—
通信中着信通知機能	通信中に他から着信があることを知らせる機能		—	—

他事業者アクセス短桁ダイヤル機能		その契約者回線から当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点へ短桁番号等でアクセスできるようにする機能		—	—
	備考	1 1の契約者回線について、2以上の協定事業者との間で短桁番号等を定めることはできません。 2 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者の電気通信事業の休止により、短桁番号等を利用できなくなったときは、この機能を廃止します。この場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。			
相互接続通信路設定機能		その契約者回線と特定の相互接続点（契約者があらかじめ指定した1の協定事業者に係るものであって、当社が指定するものとします。）との間の通信路の設定を行う機能		—	—
	備考	1 当社は、1の契約者回線（その契約者回線が24B利用に係るものである場合には、その共用契約者回線とします。）につき、1のBチャンネルに限りこの機能を提供します。 2 この機能は、デジタル通信モード補完策による通信に限り利用することができます。 3 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除、相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止又は他社サービス（この機能を利用した通信に係る協定事業者の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）の契約解除により契約者が他社サービスを利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、この機能を廃止します。			

２－６ ユニバーサルサービス料

１ 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	右欄以外のもの（月額）	臨時第１種契約又は臨時第２種契約に係るもの（日額）
ユニバーサルサービス料	２円 （税込価格 ２.２円）	０.０６円 （税込価格 ０.０６６円）

２－７ 電話リレーサービス料

１ 電気通信番号ごとに

区 分	料 金 額	
	右欄以外のもの（月額）	臨時第１種契約又は臨時第２種契約に係るもの（日額）
電話リレーサービス料	１円 （税込価格 １.１円）	０.０３円 （税込価格 ０.０３３円）

２－８ 屋内配線使用料

区 分			単 位	料 金 額	
				臨時契約以外のもの（月額）	臨時契約のもの（日額）
配線 （屋内配線使用料）	契約者回線の終端と回線接続装置その他の端末設備の機器との間に設置する配線（ジャック又はローゼットを含みます。）	第１種総合ディジタル通信サービス用	１ 配線ごとに	６０円 （税込価格 ６６円）	６円 （税込価格 ６.６円）
		第２種総合ディジタル通信サービス用	１ 配線ごとに	２,０００円 （税込価格 ２,２００円）	２００円 （税込価格 ２２０円）

2-9 機器使用料

区 分			単 位	料 金 額	
				臨時契約以 外のもの (月額)	臨時契約の もの (日額)
回線接続装置	取扱所交換設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する装置	第1種総合ディジタル通信サービス用	1台ごとに	1,700円 (税込価格 1,870円)	170円 (税込価格 187円)
		第2種総合ディジタル通信サービス用	1台ごとに	12,000円 (税込価格 13,200円)	1,200円 (税込価格 1,320円)
通話録音機能付き端末 (特殊詐欺対策アダプタ)	その端末を接続した電話機による通話において発信者又は着信者へのガイダンスを送出する機能及び通話の内容を録音する機能を有する機器		1個ごとに	500円 (税込価格 550円)	—
備考	その契約者回線が住宅用の第1種総合ディジタル通信サービスに係る契約者回線の場合に限り提供します。				

基本料金別表 選択制による付加機能使用料
番号情報送出機能の選択制付加機能使用料（ダイヤルインエコノプラン）

区 分	内 容									
(1) 定義等	ア 「番号情報送出機能の選択制付加機能使用料」とは、番号情報送出機能を利用している契約者から申出があった場合に、ダイヤルイン番号群（この選択制付加機能使用料を選択する契約者回線の契約者回線番号及び追加番号により構成される番号群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る付加機能使用料（番号情報送出機能に係るものに限ります。）について、次表に規定する額を適用することをいいます。 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料 金 額 (月額)</th></tr><tr><td>基本額</td><td>1 ダイヤルイン番号群ごとに</td><td>50,000円 (税込価格 55,000円)</td></tr><tr><td>加算額（ダイヤルイン番号群を構成する番号の数が500を超える場合）</td><td>500を超える 1 番号ごとに</td><td>100円 (税込価格 110円)</td></tr></table> イ アに規定するダイヤルイン回線群に電話サービスの契約者回線を含めてこの選択制付加機能使用料を適用する場合の取扱については、電話サービス契約約款に規定する「番号情報送出機能の選択制付加機能使用料」に定めるところによります。 ウ この選択制付加機能使用料は、そのダイヤルイン番号群に係る契約者回線のうち1の契約者回線（以下この表において「ダイヤルイン課金先回線」といいます。）の契約者に一括して請求します。	区 分	単 位	料 金 額 (月額)	基本額	1 ダイヤルイン番号群ごとに	50,000円 (税込価格 55,000円)	加算額（ダイヤルイン番号群を構成する番号の数が500を超える場合）	500を超える 1 番号ごとに	100円 (税込価格 110円)
区 分	単 位	料 金 額 (月額)								
基本額	1 ダイヤルイン番号群ごとに	50,000円 (税込価格 55,000円)								
加算額（ダイヤルイン番号群を構成する番号の数が500を超える場合）	500を超える 1 番号ごとに	100円 (税込価格 110円)								
(2) 承諾	ア この選択制付加機能使用料を選択する契約者は、1のダイヤルイン番号群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たにダイヤルイン番号群を構成する申出であるときは、ダイヤルイン課金先回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。この場合、その申出が新たにダイヤルイン番号群を構成する申出であるときは、契約者は、当社が別に定める手数料の支払いを要します。 （ア） その申出のあった契約者回線が、第1種契約又は第2種契約（臨時第1種契約又は臨時第2種契約を除きます。）に係るものであって、番号情報送出機能を利用しているとき。 （イ） その申出のあった契約者回線の終端の場所が、指定したダイヤルイン番号群に係る契約者回線の終端の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）若しくは同一の建物内にあるとき。									

	(ウ) その申出のあった契約者回線が、ダイヤルイン課金先回線の契約者と同一の者に係るものであるとき（ダイヤルイン課金先回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるとき（ダイヤルイン課金先回線の契約者の承諾がある場合に限ります。）を含みます。）。 (エ) ダイヤルイン課金先回線の契約者が、ダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。 (オ) その他この選択制付加機能使用料を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。 (注) イに規定する当社が別に定める手数料は、1のダイヤルイン番号群ごとに1,000円(税込価格 1,100円)とし、ダイヤルイン課金先回線に請求します。
(3) 選択制付加機能使用料の適用	ア この選択制付加機能使用料の適用は、料金月単位で行います。 ただし、ダイヤルイン課金先回線について料金月の起算日の変更が生じたときは、この限りではありません。 イ この選択制付加機能使用料の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日（その申出が番号情報送出機能の提供の開始を伴う場合（その提供開始日が料金月の初日であって、新たなダイヤルイン番号群の構成を伴わない場合を除きます。）は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この選択制付加機能使用料を廃止します。 (ア) 契約の解除があったとき。 (イ) 利用休止があったとき。 (ウ) 利用権の譲渡があったとき。 (エ) 契約者回線番号又は追加番号の変更があったとき。 (オ) (1)欄の規定によりこの選択制付加機能使用料適用後のダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。 (カ) ダイヤルイン課金先回線についてこの選択制付加機能使用料の廃止があったとき。 (キ) ダイヤルイン課金先回線について指定の変更があったとき。 (ク) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。 エ この選択制付加機能使用料の廃止又は選択回線に係る追加番号の廃止があった場合の取扱いについては、廃止日を含む料金月の前料金月の末日まで選択制付加機能使用料を適用します。この場合、その廃止日を含む料金月の付加機能使用料（その廃止に係るものに限ります。）については、2－5（付加機能使用料）に規定する額を適用します。 オ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 カ ウの(オ)の規定によりこの選択制付加機能使用料の廃止が

	あった場合において、そのダイヤルイン番号群を構成する選択回線ごとに選択制付加機能使用料を算出する必要があるときは、1 番号当たりの選択制付加機能使用料を算出して、その番号に係る選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの(オ)に規定する支払期日とします。
(4) 1 番号当たりの選択制付加機能使用料の計算	ア 当社は、(3)欄の力の規定又は料金返還その他の場合において1 番号当たりの選択制付加機能使用料を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。 $\text{1 番号当たりの選択制付加機能使用料} = \frac{\text{そのダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料}}{\text{そのダイヤルイン番号群を構成する総番号数}}$ イ アの場合において、この選択制付加機能使用料適用後のダイヤルイン番号群に係る選択制付加機能使用料からそのダイヤルイン番号群を構成するすべての番号についてアの規定により算出した1 番号当たりの選択制付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額をダイヤルイン課金先回線に係る選択制付加機能使用料に加算します。

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 通信の種類	通信には、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル通信モード補完策</td><td>1のBチャネルを利用して64kbit/sの伝送速度による符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのもの</td></tr> <tr> <td>通話モード</td><td>1のBチャネルを利用して主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの</td></tr> <tr> <td>ユーザ間情報通知</td><td>契約者回線から契約者回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの</td></tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	デジタル通信モード補完策	1のBチャネルを利用して64kbit/sの伝送速度による符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのもの	通話モード	1のBチャネルを利用して主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの	ユーザ間情報通知	契約者回線から契約者回線等への通信（ 当社が別に定める通信 に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの
種 類	内 容								
デジタル通信モード補完策	1のBチャネルを利用して64kbit/sの伝送速度による符号、音声その他の音響又は影像の伝送を行うためのもの								
通話モード	1のBチャネルを利用して主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの								
ユーザ間情報通知	契約者回線から契約者回線等への通信（ 当社が別に定める通信 に限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの								
(2) 通信時間の測定等	ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻（その通信が相互接続通信であって当社が別に定める通信であるときは、協定事業者の電気通信設備に接続した時刻とします。）から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。 （ア） 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間 （イ） 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、料金表第1表第2（通信料金）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間								
(3) 削除	削除								
(4) 中継事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	別記4に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。								
(5) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い等	国際通信に係る着信先の地域については、契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取り扱います。 （注）国際通信の取扱地域は、電話サービス契約約款に規定する国際通信の取扱地域の規定に準ずるものとします。								
(6) 削除	削除								

(7) テレホンカードを利用してデジタル公衆電話の電話機等からの通信を行う場合の料金の適用	デジタル公衆電話の電話機等から通信を行う場合において、デジタル公衆電話の利用者が次の種類のテレホンカードを利用するときは、次の通信可能度数に10円を乗じた額までの通信料金の支払いを行うことができます。 <table><tr><th>テレホンカードの種類</th><th>通信可能度数</th></tr><tr><td>1,000円カード</td><td>105度数</td></tr></table>	テレホンカードの種類	通信可能度数	1,000円カード	105度数		
テレホンカードの種類	通信可能度数						
1,000円カード	105度数						
(8) 100円硬貨併用のデジタル公衆電話の電話機等からの通信における100円未満の端数金額の取扱い	10円硬貨のほか100円硬貨を併用できるデジタル公衆電話の電話機等から100円硬貨を使用して行った通信については、その通信が100円の整数倍の通信料相当額に対応する通信時間に満たないで終了した場合であっても、その通信料とその通信に使用した100円硬貨との間に生ずる100円未満の端数金額は、返還しません。						
(9) 削除	削除						
(10) 当社が別に定める付加機能を利用して行う通信に関する料金の適用	ア 当社が別に定める付加機能を利用して行う通信に関する料金は、第2（通信料金）の2－1（デジタル通信モードで通信する場合）の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>料金額（月額）</th></tr><tr><td>定額通信料</td><td>1 契約者回線番号ごとに</td><td>2,100円(税込価格 2,310円)</td></tr></table> イ 契約者は、契約者回線の利用の一時中断若しくは利用停止又は他社サービスの利用の一時中断、利用停止若しくは契約の解除その他当社が別に定める付加機能に係る通信を利用できなくなった期間が生じた場合でも、その期間中の定額通信料の支払いを要します。 ウ イの規定にかかわらず、契約者の責めによらない理由により、当社が別に定める付加機能を利用した通信を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額通信料については、その支払いを要しません。 エ 当社は、定額通信料について日割を行います。この場合の取扱いについては、月額料金の場合に準ずるものとします。 オ 当社は、エに定めるほか、ウの規定に該当するときは、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなして暦日数により日割を行うこととします。 カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 （注）本欄に規定する当社が別に定める付加機能は、相互接続通信路設定機能とします。	区 分	単 位	料金額（月額）	定額通信料	1 契約者回線番号ごとに	2,100円(税込価格 2,310円)
区 分	単 位	料金額（月額）					
定額通信料	1 契約者回線番号ごとに	2,100円(税込価格 2,310円)					

(11) 通信の付加サービスに関する取扱い	通信の付加サービスには、災害用伝言ダイヤルがあり、その通信の付加サービスに関する取扱いについては、電話サービス契約約款に規定する取扱いに準じて取扱います。
(12) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
(13) 削除	削除
(14) 通信料金の減免	次の通信については、第50条（通信料金の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 ア 電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線（110番、118番又は119番）への通信 イ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、同法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域（以下この欄において「強化地域」といいます。）及び強化地域以外の地域であって当社が特に必要があると認める地域内に設置されているデジタル公衆電話の電話機等であって、当社が指定するものから行う通信 ウ 災害が発生した場合に、当社が指定するデジタル公衆電話の電話機等からの通信のうち、リ災者が行う通信 エ 災害用伝言ダイヤルを利用して行う通信 オ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設

	置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信
--	--------------------------------

2 料金額

2-1 デジタル通信モード補完策で通信する場合

区 分	料 金 額
契約者回線からの通信に係るもの	その通信を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線からの一般通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額
デジタル公衆電話の電話機等からの通信に係るもの	その通信を電話サービス契約約款に規定する公衆電話の電話機等からの通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額
携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備から契約者回線へのフリーアクセス通信に係るもの	その通信を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線への通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額

備考

- 電話サービスの契約者回線等への通信は、デジタル通信モード補完策により行うことができません。
 - 契約者回線から契約者回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）については、料金情報通知（発信者の契約者回線へその通信の料金情報を通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。この場合、通知する料金情報については、消費税相当額を含みません。
 - 1の契約者回線に接続されている端末設備（当社が別に定める配線方式により接続しているものに限ります。）について、通信中機器移動（通信の途中でその通信を一時中断してその端末設備を取りはずし、他の場所へ移動したのち再びその契約者回線に接続して通信を再開することをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。
 - デジタル通信モード補完策による通信は、IP網による特性により伝送遅延等が生じる可能性があります。
 - デジタル公衆電話の電話機等への通信は行うことができません。
- （注）2に規定する料金情報は、支払いを要する料金額と異なる場合があります。

2-2 通話モードで通信する場合

区 分	料 金 額
契約者回線からの通信に係るもの	その通信を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線からの通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額
デジタル公衆電話の電話機等からの通信に係るもの	その通信を電話サービス契約約款に規定する公衆電話の電話機等からの通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額
携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備から契約者回線へのフリーアクセス通信に係るもの	その通信を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線への通話とみなした場合に適用される通話料金の額と同額
備考 1 電話サービスの契約者回線等への通信は、通話モードにより行うことができます。 2 契約者回線から契約者回線等への通信（当社が別に定める通信に限ります。）については、料金情報通知を行います。この場合、通知する料金情報については、消費税相当額を含みません。 3 1の契約者回線に接続されている端末設備（当社が別に定める配線方式により接続しているものに限ります。）について、通信中機器移動を行うことができます。 4 デジタル公衆電話の電話機等への通信は行うことができません。 （注）2に規定する料金情報は、支払いを要する料金額と異なる場合があります。	

2-3 ユーザ間情報通知

区 分	単 位	料 金 額
ユーザ間情報通知	1 制御信号ごとに	—
備考 1 ユーザ間情報通知により通信できる情報量は、1の制御信号につき最大128オクテットとします。 2 ユーザ間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、情報が通信の相手先に到達しなかった場合は、その情報については、情報量の測定から除きます。 3 着信者がユーザ間情報通知を拒む場合は、そのユーザ間情報通知を行うことができません。		

第3 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)

第2表 工事に関する費用（附帯サービスに関するものを除きます。）

第1 削除

第2 工事費

1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	ア 配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。								
(3) 交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td><td> (ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 (イ) 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。 </td></tr> <tr> <td>イ 屋内配線工事費</td><td>契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。）までの間の配線の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td><td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 (イ) 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。	イ 屋内配線工事費	契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。）までの間の配線の工事を要する場合に適用します。	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	(ア) 総合デジタル通信サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。 (イ) 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事について、1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、交換機等工事費を適用します。								
イ 屋内配線工事費	契約者回線の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合には宅内機器とします。）までの間の配線の工事を要する場合に適用します。								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								
(4) 区別の変更の場合の工事費の適用	区別の変更の場合の工事費は、変更後の区別に対応する設備に関する工事に適用します。								
(5) 着信短縮ダイヤル機能に関する工事費の特例	ア 料金表第1表第1（基本料金）の規定により、西日本電信電話株式会社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる契約者は、当社が、西日本電信電話株式会社が提供する着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を譲り受けることを承認していただきます。この場合、当社及び西日本電信電話株式会社は、契約者への個別の								

	通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 イ 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を、当社の交換機等工事費とみなして取り扱います。 ウ 料金表第1表第1（基本料金）の規定により西日本電信電話株式会社の総合デジタル通信サービスに係る契約者であって当社と着信短縮ダイヤル機能の利用に係る契約を締結することとなる者は、当社の着信短縮ダイヤル機能に係る交換機等工事費に係る債権を当社が西日本電信電話株式会社に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及び西日本電信電話株式会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 エ 前項の規定により、債権を譲渡することとなる工事費に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。 オ 当社は、ウの規定に該当する場合は、(2)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、着信短縮ダイヤル機能に係る基本工事費を適用しません。		
(6) 特定番号通知機能に関する工事費の適用	特定番号通知機能に関する工事費については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1 契約者回線番号につき1 着信課金番号等ごとに（番号情報送出機能及び代表機能を同時に利用している場合は、番号情報送出機能及び代表機能を同時に利用している契約者回線により構成される1の契約者回線群につき1 着信課金番号等ごとに）適用します。		
(7) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用	契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格 2,750円)とします。		
(8) 番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費の適用	番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与に関する工事費は、番号ポータビリティが行われた契約者回線について、契約者から同じ場所で継続してその契約者回線を利用したい旨の請求があった場合に、番号ポータビリティの対象となった契約者回線番号に替えて、新たな契約者回線番号を付与する場合に適用します。		
(9) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時第1種契約又は臨時第2種契約に係る配線工事 ウ 当社が別に定める配線工事		
(10) 割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する請求があった場合の工事費は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 <table border="1"> <tr> <td>工事を施工する時間帯</td><td>割増工事費の額</td></tr> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額		

	<table border="1"> <tr> <td>午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格 1,100円）を加算した額</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格 1,100円）を加算した額</td></tr> </table>	午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格 1,100円）を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格 1,100円）を加算した額
午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,100円）を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円（税込価格 1,100円）を加算した額				
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から1,000円（税込価格 1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円（税込価格 1,100円）を加算した額				
(11) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 複合接続機能（フレックスホン）、網起動着信転送機能（INSボイスワープ）、代表機能、通信中着信通知機能又は他事業者アクセス短桁ダイヤル機能に関する工事 イ 第1表第1（基本料金）1（適用）(6)の2欄に規定する発信電話番号受信機能に係る付加機能使用料の適用に関する特例の適用を受ける発信電話番号受信機能の基本機能及び発信電話番号通知要請機能の利用の開始の工事 ウ 犯罪目的電話を防止するための契約者回線番号の変更の工事（犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。） エ 間違い電話による契約者回線番号の変更の工事（利用権を譲り受ける等その理由が契約者に起因する間違い電話によるものを除きます。以下この欄において同じとします。） オ 犯罪目的電話又は間違い電話による契約者回線番号の変更に伴う通話録音機能付き端末の設定の工事 カ 契約者回線の利用休止と同時に、当社又は西日本電信電話株式会社が提供する特定地域向け音声利用IP通信網サービスの提供を受ける契約を締結する場合の、契約者回線の利用休止に係る工事				
(12) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。				

2 工事費の額

2-1 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更、端末設備の利用方法の変更、付加機能の利用開始若しくは利用変更、番号ポータビリティに伴う契約者回線番号の付与、端末設備の設置若しくは移転又は回線相互接続に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合	1 の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,350円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
	イ 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
(2) 交換機等工事費	ア イ又はウ以外の場合	1 契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	イ 共用契約者回線の指定若しくは指定の変更、区別の変更又は端末設備の利用方法の変更に関する工事	1 契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	ウ 付加機能に関する工事	(ア) (イ)から(ク)以外の工事の場合	1 契約者回線番号ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
		(イ) 番号情報送出手機能に関する工事の場合	利用の開始工事のとき。 1 契約者回線番号又は1 追加番号ごとに 700円 (税込価格 770円)
			追加番号の増加工事のとき。 増加する1 追加番号ごとに 700円 (税込価格 770円)
		(ウ) 着信課金機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき。 1 着信課金番号ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
			追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき。 1 着信課金番号につき1 の追加機能ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)

		(エ) 着信短縮ダイヤル機能の利用開始、着信短縮ダイヤル番号による通信の発信を許容する地域の変更又は着信先の変更に関する工事の場合	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,700円 (税込価格 1,870円)
		(オ) 迷惑電話おことわり機能の利用開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事の場合	1 登録応答装置ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(カ) 削除		
		(キ) 転送元電話番号受信機能の利用開始に関する工事の場合	1 契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(ク) 登録制御信号送信機能の利用開始に関する工事の場合	1 契約者回線番号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(3) 屋内配線工事費	ア 既設配線を利用しない場合	光ケーブル配線以外の配線	1 配線ごと	11,500円 (税込価格 12,650円)
		光ケーブル配線	1 配線ごと	16,300円 (税込価格 17,930円)
	イ 既設配線を利用する場合	光ケーブル配線以外の配線	1 配線ごと	2,100円 (税込価格 2,310円)
		光ケーブル配線	1 配線ごと	9,600円 (税込価格 10,560円)
(4) 機器工事費	回線接続装置			別に算定する実費
	通話録音機能付き端末		1 個ごとに	500円 (税込価格 550円)

2-2 利用の一時中断又は利用休止に関する工事

区	分			単 位	工事費の額
(1) 利用の一時 中断又は利用 休止の工事	ア 基本工事費			1 の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
	イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)から(オ)以 外の場合		1 契約者回線ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(イ) 番号 情報送出 機能の利 用の一時 中断の工 事	① ②以 外のとき。	1 契約者回線番 号又は1 追加番 号ごとに	700円 (税込価格 770円)
			② 追加 番号の みの利 用の一 時中断 のとき。	利用の一時中断 をする1 追加番 号ごとに	700円 (税込価格 770円)
		(ウ) 着信課金機能の 利用の一時中断の工 事		1 着信課金番号 ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		(エ) 着信短縮ダイヤ ル機能の利用の一時 中断の工事		1 着信短縮ダイ ヤル番号ごとに	1,700円 (税込価格 1,870円)
	(オ) 迷惑電話おこと わり機能の利用の一 時中断の工事		1 登録応答装置 ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
(2) 再利用の工事					2－1 の工 事費の額と 同額

第3 削除

第3表 重複掲載料

タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第4表 附帯サービスに関する料金**第1 料金明細内訳書の送付手数料**

1 契約者回線番号について送付1回ごとに

料金明細内訳書の枚数	手数料の額
9枚まで	100円(税込価格 110円)
50枚まで	240円(税込価格 264円)
100枚まで	710円(税込価格 781円)
800枚まで	1,070円(税込価格 1,177円)

第1の2 適格請求書の発行手数料

1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

別表 総合デジタル通信サービスにおける基本的な技術的事項

1 物理的条件及び相互接続回路の条件

(1) 第1種総合デジタル通信サービス（基本インタフェース）

項 目	内 容	
	当社が回線接続装置を提供しない場合	当社が回線接続装置を提供する場合
物理的条件	2線式インタフェース	8ピンコネクタ（ISO標準 I S 8877準拠）又はネジ止め（注1）（注2）
相互接続回路	TTC標準 JT-G961準拠	TTC標準 JT-I 430準拠

（注1）回線接続装置と屋内配線との接続における物理的条件である。

（注2）回線接続装置以外の端末機器と屋内配線との接続は8ピンコネクタ（ISO標準 I S 8877準拠）とする。

(2) 第2種総合デジタル通信サービス（1次群速度インタフェース）

項 目	内 容				
	当社が回線接続装置を提供しない場合				当社が回線接続装置を提供する場合
	配線設備を提供しない場合		配線設備を提供する場合		
物理的条件	コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) 又は 2心光ファイバコネクタ(注1) ケーブル SM型光ファイバケーブル (JIS規格C6835のSSMA10/125準拠)		コネクタ F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)		8ピンコネクタ (ISO標準IS 10173準拠) 又は ネジ止め (注2)
相互接続回路	伝送速度	符号形式	使用 中心 波長	光出力 (平均値)	T T C 標準 JT-I431準拠
	1544kbit/s	CMI符号	1.31 μm	-7dBm 以下	

（注1）2心式ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式のものであって、

- ・光学的結合方式 : バットジョイント方式
- ・機械的結合方式 : プラグ（接栓）－アダプタープラグ方式
- ・光ファイバ整列方式 : フェルールに形成した2個のガイドピン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式

のものである。

(注2) 回線接続装置と屋内配線との接続における物理的条件である。

(3) デジタル公衆電話サービス

項 目	内 容	
	デジタル端末接続口	アナログ端末接続口
物理的条件 (注)	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠) 又は 赤外線 (TTC標準JF-IR001.10の 内115.2kbit/sまでに準拠)	6ピンコネクタ (昭和60年郵政省告示第399号)
相互接続回路	8ピンコネクタの場合 TTC標準JT-I430準拠 赤外線の場合 TTC標準JF-IR002.20、 TTC標準JF-IR003.10、 TTC標準JF-IR004.10、 TTC標準JF-IR005.10、 に準拠	

(注) デジタル公衆電話機と端末機器との接続における物理的条件である。

2 通信用電力の供給条件

(1) 第1種総合デジタル通信サービス(基本インタフェース)

規定項目		規定内容	規定条件
当社が回線接続装置を提供しない場合	給電電流	39mA±10%	電気通信回線設備と回線接続装置の接続点において
	給電電圧	最大 63V	
当社が回線接続装置を提供する場合	給電電力	最大 420mW	回線接続装置と回線接続装置以外の端末機器の接続点において
	給電電圧	40V +5% -15%	

(2) 第2種総合デジタル通信サービス(1次群速度インタフェース)

事業用電気通信設備からは電力を供給しません。

(3) デジタル公衆電話サービスのデジタル端末接続口

① 8ピンコネクタの場合

規定項目	規定内容	規定条件
給電電力	最大 420mW	デジタル端末接続口において
給電電圧	40V +5% -15%	

② 赤外線の場合

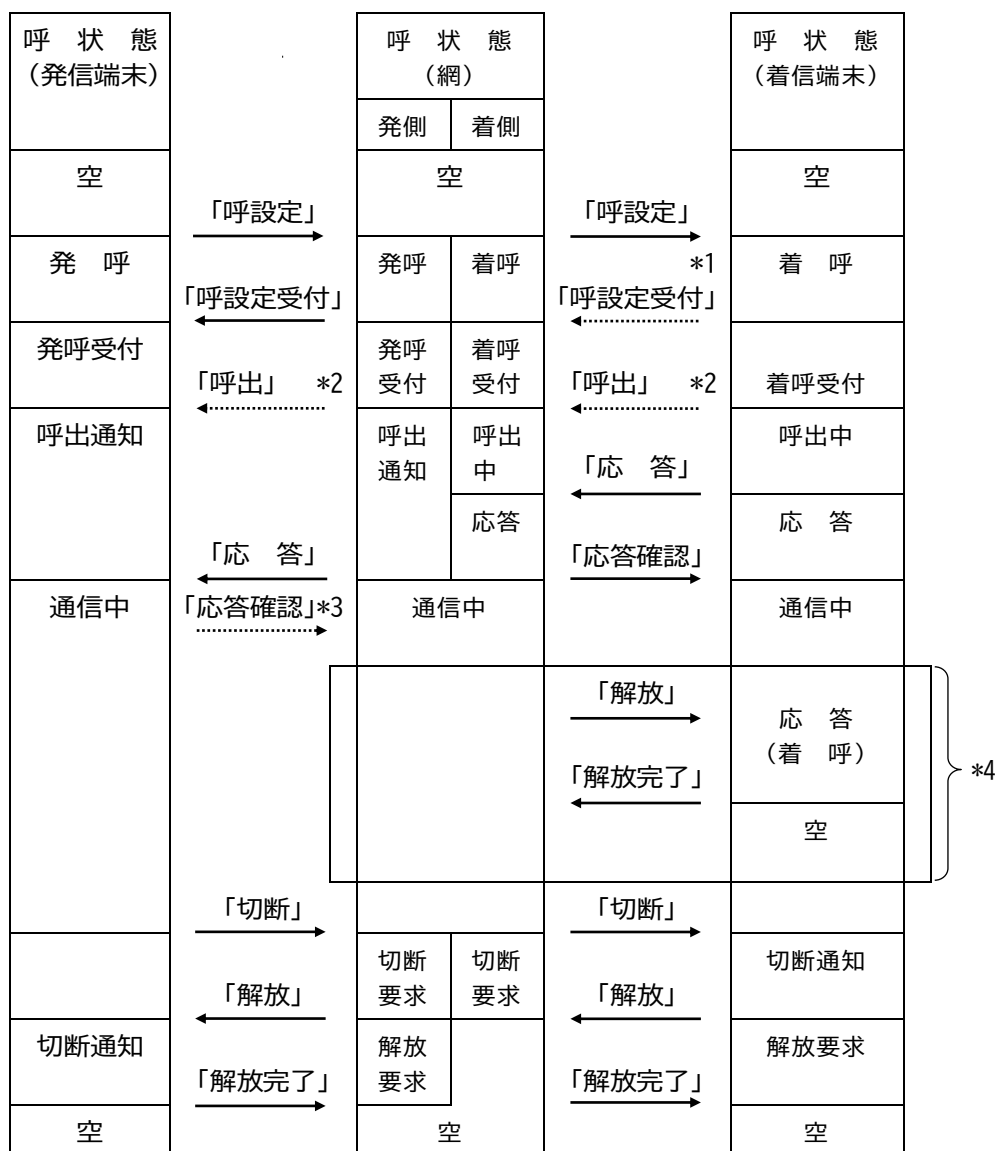
事業用電気通信設備からは電力を供給しません。

(4) デジタル公衆電話サービスのアナログ端末接続口

規定項目	規定内容	規定条件
給電電圧	45 V + 3 V - 3 V	アナログ端末接続口において

3 基本的な論理接続条件

「 」内はメッセージ名



*1: 「呼設定」の応答として、即時に「呼出」または「応答」を返せる端末は、「呼設定受付」を返す必要はありません。

*2: 「呼設定」の応答、または「呼設定受付」の次に、即時に「応答」を返せる端末は、「呼出」を返す必要はありません。

*3: 端末からの「応答確認」メッセージはオプションです。

*4: バス接続の端末で、網が「応答確認」を送出しなかった端末への対応を示します。

4 その他

契約者の要望、トラヒック条件その他の事由により、前1、2、3以外の条件によることがあります。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）が総合デジタル通信サービス契約約款又は公衆ファクスサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する総合デジタル通信サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

第1種総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約	第1種総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種契約 臨時第1種契約
第2種総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種契約 臨時第2種契約	第2種総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種契約 臨時第2種契約

2 この約款実施の際現に、旧約款の規定により契約者回線の利用休止を行っている契約であって、利用休止前に当社の提供区域内の取扱所交換設備に収容されていた契約者回線に係るものについては、前項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、NTTが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

迷惑電話おことわり機能 一般用のもの（フリーダイヤル用以外のもの） 登録可能番号数が6以内のもの 登録可能番号数が30以内のもの	迷惑電話おことわり機能 登録可能番号数が6以内のもの 登録可能番号数が30以内のもの
着信短縮ダイヤル機能 1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しない場合 1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定する場合	着信短縮ダイヤル機能 全国型 ブロック型

2 この約款実施の際現に、NTTの取扱所交換設備（当社の提供区域外にあるものに限ります。）に収容されている契約者回線に係る契約者であって、NTTから旧約款の規定により着信短縮ダイヤル機能（1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しない場合であって、その通信の発信を許

容する区域として当社の提供区域に相当する地域内の区域を指定するものに限りま
す。)の提供を受けている者は、この約款実施の日において、当社からそれぞれ着信短
縮ダイヤル機能の提供を受けることとなります。

(端末設備に関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している端末設備は、
この約款実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、そ
れぞれこの約款の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

第5条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款並びにN T Tのファクシミリ通信網サービス契約約
款(第1種ファクシミリ通信網サービスに係る契約に係る部分に限ります。)及びビデ
オテックス通信サービス契約約款(第1種ビデオテックス通信網サービスに係る契約
に係る部分に限ります。)の規定により生じた料金その他の債務に係る債権のうち、当
社の提供区域内の取扱所交換設備に収容されている契約者回線に係るもの及び当社の
提供区域内の総合デジタル通信サービス取扱所において生じたものについては、こ
の約款実施の日において、当社がN T Tから譲り受けるものとし、その請求その他の
取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

2 附則第2条(契約に関する経過措置)から第4条(端末設備に関する経過措置)ま
での規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サー
ビスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月(同日を起算日とする料金月を除き
ます。)を単位として計算される、基本料金(月額で定めるものに限ります。)につい
ては、N T Tが提供した電気通信サービスと当社が提供する電気通信サービスを合
わせて旧約款に規定する料金を適用するものとします。

(前受金に関する経過措置)

第7条 この約款実施前に、旧約款(前条第1項に規定するN T Tの電気通信サー
ビスに係る契約約款のうち同項に規定する各サービスに係る部分を含みます。)の規定に
よりN T Tに預け入れた前受金のうち、当社の提供区域内の取扱所交換設備に収容され
ている契約者回線に係るもの及び当社の提供区域内の総合デジタル通信サービス取
扱所において生じたものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから
引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(テレホンカードに関する経過措置)

第8条 この約款実施前に、旧約款の規定によりN T Tが販売したテレホンカードにつ
いては、この約款実施の日において、当社が販売したテレホンカードとみなして取り
扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第9条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに
関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により
当社に移行する契約に係るもの及び当社の提供区域内の総合デジタル通信サービス
取扱所において生じたものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tか
ら引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(網起動着信転送機能に関する経過措置)

第10条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により利用の一時中断となっている契約
者回線に提供している網起動着信転送機能については、料金表第1表第1(基本料金)
の2の2-5の(1)の表の網起動着信転送機能の欄の備考の1の規定は適用しません。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第11条 この約款実施前に、N T Tに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行
為のうち、当社が提供する総合デジタル通信サービスに相当する部分については、
この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、こ
の約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 2 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する総合デジタル通信サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則（平成11年7月12日東企営第99－13号）

この改正規定は、平成11年7月12日から実施します。

附 則（平成11年7月22日東企営第99－30号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成11年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、工事費に関する部分は、平成11年8月1日以後当社がその申込みを承諾したものから適用します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成11年8月18日東企営第99－32号）

この改正規定は、平成11年8月25日から実施します。

附 則（平成11年9月17日東企営第99－64号）

この改正規定は、平成11年9月27日から実施します。

附 則（平成11年10月26日東企営第99－76号）

この改正規定は、平成11年11月1日から実施します。

附 則（平成11年11月30日東企営第99－87号）

この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。

附 則（平成12年3月30日東企営第99－127号）

この改正規定は、平成12年4月1日から実施します。

附 則（平成12年4月7日東企営第00－3号）

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則（平成12年4月7日東企営第00－5号）

この改正規定は、平成12年5月1日から実施します。

附 則（平成12年6月29日東企営第00－54号）

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則（平成12年6月29日東企営第00－55号）

この改正規定は、平成12年7月1日から実施します。

附 則（平成12年7月17日東企営第00－71号）

この改正規定は、平成12年7月24日から実施します。

附 則（平成12年7月31日東企営第00－81号）

この改正規定は、平成12年8月1日から実施します。

附 則（平成12年8月31日東企営第00－96号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

- 3 削除

附 則（平成12年9月22日東企営第00－107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年9月29日東企営第00－116号）

この改正規定は、平成12年10月1日から実施します。

附 則（平成12年10月24日東企営第00－126号）

この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

附 則（平成12年11月20日東企営第00－139号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成12年12月6日以後を起算日とする料金月から適用を開始します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成12年11月29日東企営第00－144号）

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則（平成12年12月6日東企営第00－146号）

この改正規定は、平成13年2月20日から実施します。

附 則（平成12年12月15日東企営第00－159号）

この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。

附 則（平成12年12月22日東企営第00－170号、第00－171号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年1月10日から実施します。

（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年1月19日東企営第00－181号）

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則（平成13年2月13日東企営第00－197号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年2月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により着信課金番号通知機能の提供を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日に改正後の規定による特定番号通知機能の提供を受けている契約者回線とみなします。

附 則（平成13年2月28日東企営第00－208号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年3月31日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年3月6日東企営第00－211号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年3月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年3月12日東企営第00－213号）

この改正規定は、平成13年3月12日から実施します。

附 則（平成13年3月16日東企第00－198号）
この改正規定は、平成13年4月17日から実施します。

附 則（平成13年3月23日東企第00－214号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年3月26日東企第00－227号）
この改正規定は、平成13年3月26日から実施します。

附 則（平成13年3月29日東企第00－233号）
この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。

附 則（平成13年4月6日東企第01－2号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月10日東企第01－4号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月16日東企第00－9号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年4月17日東企第01－12号）
（実施期日）

- 1 この約款は、平成13年5月1日から実施します。
（契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、この約款の規定により同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

IP通信網サービス	相互接続通信路設定機能
-----------	-------------

（料金等の支払い等に関する経過措置）

- 3 2の規定により、この改正規定実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この改正規定実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される相互接続通信路設定機能に係る通信料金については、旧約款により当社が提供するIP通信網サービスの料金とを合わせて旧約款に規定する利用料金を適用するものとします。
- 4 この改正規定実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかつ

た電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)
- 6 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則 (平成13年4月18日東企営第01-8号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年6月29日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線とみなします。

登録制御信号受信機能	登録制御信号受信機能 ユーザ間情報通知により受信するもの 以外のもの
------------	--

附 則 (平成13年4月27日東企営第01-19号)

この改正規定は、平成13年5月1日から実施します。

附 則 (平成13年6月29日東企営第01-46号)

この改正規定は、平成13年7月1日から実施します。

附 則 (平成13年7月13日東企営第01-47号)

この改正規定は、平成13年7月19日から実施します。

附 則 (平成13年7月3日東企営第01-49号)

この改正規定は、平成13年7月20日から実施します。

附 則 (平成13年7月18日東企営第01-55号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成13年7月26日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年9月17日東企営第01-96号)

この改正規定は、平成13年9月17日から実施します。

附 則 (平成13年9月17日東企営第01-83号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年9月17日東企営第01-21号)

この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。

附 則 (平成13年10月11日東企営第01-105号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除

附 則（平成13年10月30日東企営第01－119号）
この改正規定は、平成13年10月30日から実施します。

附 則（平成13年10月30日東企営第01－118号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年11月28日東企営第01－136号）
この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

附 則（平成13年12月7日東企営第01－139号）
この改正規定は、平成13年12月10日から実施します。

附 則（平成13年12月14日東企営第01－143号）
この改正規定は、平成14年1月1日から実施します。

附 則（平成13年12月25日東企営第01－116号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年7月3日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成14年1月16日東企営第01－152号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年1月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

附 則（平成14年1月29日東企営第01－160号）
この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則（平成14年2月19日東企営第01－166号）
この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

- 附 則（平成14年3月25日東企営第01－196号）
- 1 この改正規定は、平成14年4月15日から実施します。
- 2 東企営第01－55号（平成13年7月18日）の附則2（経過措置）を「2 削除」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年5月19日東企営第02－19号）
この改正規定は、平成14年5月31日から実施します。

附 則（平成14年6月20日東企営第02－43号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年7月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 削除

附 則（平成14年8月2日東企営第02－62号）
この改正規定は、平成14年8月2日から実施します。

附 則（平成14年10月30日東企営第02－117号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年11月15日から実施します。
（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月18日東企営第02－140号）
この改正規定は、平成14年12月25日から実施します。

附 則（平成14年12月25日東企営第02－144号）
この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成15年3月14日東企営第02－174号）
この改正規定は、平成15年3月31日から実施します。

附 則（平成15年2月19日東企営第02－160号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。
（経過措置）

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月16日東経企営第03－17号）
この改正規定は、平成15年5月31日から実施します。

附 則（平成15年7月17日東経企営第03－48号）
この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。

附 則（平成15年7月28日東経企営第03－52号）
この改正規定は、平成15年8月12日から実施します。

附 則（平成15年10月7日東経企営第03－83号）
この改正規定は、平成15年10月21日から実施します。

附 則（平成15年10月9日東経企営第03－88号）
この改正規定は、平成15年10月23日から実施します。

附 則（平成15年10月7日東経企営第03－85号）
この改正規定は、平成15年10月25日から実施します。

附 則（平成15年10月28日東経企営第03－93号）
この改正規定は、平成15年10月29日から実施します。

附 則（平成15年11月6日東経企営第03－109号）
この改正規定は、平成15年11月20日から実施します。

附 則（平成15年11月11日東経企営第03－113号）
この改正規定は、平成15年11月25日から実施します。

附 則（平成15年11月14日東経企営第03－116号）
この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。

ただし、この改正規定中、別記23「他の第1種電気通信事業者との電話等利用契約の締結」に関する部分については、平成15年12月1日から実施します。

附 則（平成15年12月16日東経企営第03－131号）
この改正規定は、平成16年1月20日から実施します。

附 則（平成15年12月26日東経企営第03－147号）
この改正規定は、平成16年1月20日から実施します。

附 則（平成16年1月23日東経企営第03－158号）
この改正規定は、平成16年1月26日から実施します。

附 則（平成16年2月6日東経企営第03－174号）
この改正規定は、平成16年2月25日から実施します。

附 則（平成16年3月5日東経企営第03-192号）
この改正規定は、平成16年3月20日から実施します。

附 則（平成16年3月31日東経企営第03-220号）
この改正規定は、平成16年3月31日から実施します。

附 則（平成16年3月17日東経企営第03-197号）
（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 削除

附 則（平成16年4月1日東経企営第03-210号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

4 削除

5 削除

附 則（平成16年4月23日東経企営第04-13号）
この改正規定は、平成16年4月30日から実施します。

附 則（平成16年6月15日東経企営第04-44号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年6月22日から実施し、同日を含む料金月の翌料金月から適用を開始します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年7月1日東経企営第04-65号）
この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

附 則（平成16年7月14日東経企営第04-70号）
この改正規定は、平成16年7月15日から実施します。

附 則（平成16年8月31日東経企営第04-125号）
この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

附 則（平成16年10月6日東経企営第04-161号）
この改正規定は、平成16年10月15日から実施します。

附 則（平成16年東経企営第04-188号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年11月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年11月30日東経企営第04-228号）
この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

附 則（平成16年11月25日東経企営第04-213号）
この改正規定は、平成16年12月5日から実施します。

附 則（平成16年12月21日東経企営第04-256号）
この改正規定は、平成16年12月31日から実施します。

附 則（平成16年12月24日東経企営第04－267号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

（料金その他の債務に関する経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年2月10日東経企営第04－320号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年3月23日東経企営第04－371号）

（実施期日）

この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。

附 則（平成17年3月31日東経企営第04－375号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月30日東経企営第04－389号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月12日東経企営第05－9号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年4月14日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年4月21日東経企営第05－19号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年6月20日東経企営第05－74号）

この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附 則（平成17年6月30日東経企営第05－102号）

この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

附 則（平成17年6月23日東経企営第05－85号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年7月14日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 削除

7 削除

8 削除

9 削除

10 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年9月22日東経企営第05－141号）
この改正規定は、平成17年9月30日から実施します。

附 則（平成18年3月24日東経企営第05－252号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。
（ＩＣカードに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により販売されているＩＣカードに関する経過措置の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するＩＣカードに関する経過措置の場合に準ずるものとします。

附 則（平成18年5月25日東経企営第06－40号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年6月15日東経企営第06－056号）
この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。

附 則（平成18年9月28日東経企営第06－123号）
この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成18年9月28日東経企営第06－126号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年11月30日東経企営第06－170号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成18年12月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

- 3 東企営第00－96号（平成12年8月31日）の附則2（経過措置）を「2 削除」に改めます。
- 4 東企営第00－170、第00-171号（平成12年12月22日）の附則2を「2 削除」に改めます。
- 5 東経企営第06－40号（平成18年5月25日）の附則2（経過措置）を「2 削除」に改めます。

附 則（平成18年12月25日東経企営第06－180号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成18年12月27日東経企営第06－186号）
この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則（平成19年1月18日東経企営第06－194号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成19年6月22日東経企営第07－48号）
この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附 則（平成19年12月11日東経企営第07－153号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年1月14日東経企営第08－180号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除

附 則（平成22年3月26日東経企営第09－170号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年3月26日東経企営第09－171号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 東経企営第06-194号（平成19年1月18日）の附則2（経過措置）を「2 削除」に改めます。

附 則（平成22年4月27日東経企営第10－13号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年5月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年1月14日東経企営第10－160号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年2月25日東経企営第10－182号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月30日東経企営第11－66号）

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則（平成23年3月9日東経企営第10－190号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年10月24日東経企営第11－131号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年12月27日東経企営第11－157号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年4月23日東経企営第12－7号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年6月14日東経企営第12－45号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第58条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。

附 則（平成24年6月27日東経企営第12－57号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年2月21日東経企営第12－173号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している発信者名受信機能を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、発信者名を着信先の契約者回線等へ通知した又は通知しなかったことに伴い発生した損害に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 東経企営第11-131号(平成23年10月24日)の附則第2項(経過措置)を次のように改めます。

2 削除

附 則(平成25年3月19日東経企営第12-196号)

この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

附 則(平成25年4月26日東経企営第13-14号)

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則(平成25年10月1日東経企営第13-99号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成25年10月8日東経企営第13-102号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則(平成26年2月27日東経企営第13-168号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している登録制御信号受信機能及び登録制御信号送信機能を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により契約者より申出があり当社が提供を行っている暗証番号を使用した有料情報サービスの利用又は有料情報サービスの利用の規制については、この改正規定実施の日以降であって、当社が契約者ごとに定める日においてその提供を終了することとします。

4 削除

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 削除

7 削除

8 削除

附 則（平成26年1月24日東経企営第13-143号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月31日東経企営第13-185号）
この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年4月21日東経企営第14-9号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月22日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

附 則（平成26年8月26日東経企営第14-86号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年9月16日東経企営第14-97号）
この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則（平成26年11月27日東経企営第14-131号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年3月27日東経企営第14-218号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年3月30日から実施します。
（その他）
- 2 削除

附 則（平成27年3月31日東経企営第14-224号）
この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日東経企営第15-055号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます。）については、第58条（延滞利息）に係る改正規定を除きなお従前のとおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のとおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第58条（延滞利息）の規定を適用します。

附 則（平成27年6月29日東経企営第15-068号）
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年6月17日東経企営第15-46号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（平成27年7月23日東経企営第15-82号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年8月24日東経企営第15-101号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年12月21日東経企営第15-170号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年1月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の契約については、この改正規定実施の日以降であって、当社が第1種契約者又は第2種契約者ごとに定める日において、この規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

複合着信転送機能	複合接続機能の通信中着信機能及び網起動着信転送機能
----------	---------------------------

（契約移行に係る免責）

- 3 当社は、前項に規定する契約に移行したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

附 則（平成28年2月26日東経企営第15-225号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している複合着信転送機能及び高度音声蓄積機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 東経企営第13-168号（平成26年2月27日）の附則第4項を「4 削除」に、附則第6項を「6 削除」に、附則第7項を「7 削除」に、附則第8項を「8 削除」に改めます。

附 則（平成28年3月10日東経企営第15－237号）
この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附 則（平成28年6月17日東経企営第16－13号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月1日東経企営第16－168号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年6月16日東経企営第17－9号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年12月25日東経企営第17－140号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年5月15日東経企営第19－17号）
この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則（令和元年6月24日東経企営第19－54号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年9月27日東経企営第19－120号）
この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則（令和元年9月27日東経企営第19－122号）
この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附 則（令和元年9月30日東経企営第19－81号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年10月1日東経企営第19－132号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年11月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

4 削除

附 則（令和元年12月20日東経企営第19－172号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和2年2月10日東経企営第19－212号）

この改正規定は、令和2年2月10日から実施します。

附 則（令和2年2月14日東経企営第19－213号）

この改正規定は、令和2年2月20日から実施します。

附 則（令和2年3月13日東経企営第19－233号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年11月27日東経企営第20－130号）

この改正規定は、令和2年11月30日から実施します。

附 則（令和2年12月25日東経企営第20－139号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和3年2月22日東経企営第20－162号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 東経企営第13－102号（平成25年10月8日）の附則第3項を「3 削除」に、東経企営第15－46号（平成27年6月17日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則（令和3年3月30日東経企営第20－188号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年6月17日東経企営第21－45号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（令和3年9月24日東経企営第21－108号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年10月29日東経企営第21-130号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和3年12月24日東経企営第21-159号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 削除

附 則 (令和4年1月31日東経企営第21-182号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

着信課金機能	追加機能	着信課金機能	追加機能
	受付先変更機能		時間外案内機能

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供を受けている着信課金機能については、当社が第2種契約者にあらかじめ別に通知する日（以下この附則において「機能変更日」といいます。）からこの改正規定（料金及び話中時迂回機能に係る部分を除きます。）の適用を開始します。この場合に、この改正規定による改正前の規定は機能変更日までは、なおその効力を有します。

- 4 この改正規定適用前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和4年2月25日東経企営第21-192号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和4年3月25日東経企営第21-217号)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則 (令和4年3月25日東経企営第21-218号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年3月25日東経企第21-219号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年6月30日東経企第22-54号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 令和4年6月末日までに当社がその提供を開始した契約について、契約者又はデジタル公衆電話の利用者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について令和4年7月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第58条（延滞利息）に規定する額に代えて、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

附 則（令和4年12月23日東企第22-141号）
この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

附 則（令和5年3月17日東経企第22-194号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年3月30日東経企第22-205号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年3月30日東経企第22-206号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年4月28日東経企第000200000021号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年6月29日東経企第000200000063号）
この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則（令和5年9月12日東経企第000200000120号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年9月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年9月28日東経営第000200000131号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和5年9月29日東経営第000200000138号)

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附 則 (令和5年11月17日東経営第000200000162号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

ただし、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い等を受けている場合の回線使用料の減額の適用に関する部分については、令和5年12月20日以後を支払期日とする請求から適用を終了します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の選択制による通信料金の月極割引等の適用対象となる月間累計額の算定期間は、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月に限り令和5年12月31日までとします。

- (1) 深夜・早朝時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引 (INSテレホーダイ)
- (2) 全時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引 (i・アイプラン)
- (3) 学校に係る契約者回線に限定した全時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引 (i・スクール)
- (4) 区域内通信の通信料金の月極割引 (INSタイムプラス)
- (5) 隣接区域内通信等の通信料金の月極割引 (INSエリアプラス)
- (6) 区域外通信等の通信料金の月極割引 (スーパーケンタくん)
- (7) 全通信区分全時間帯の通信料金の月極割引 (イチリッツ)
- (8) 第2種総合デジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引 (プロフィッツ)
- (9) 回線群を単位とする通信料金の月極割引 (ワリマックス)
- (10) 固定優先割引回線群に係る通信に関する料金の月極割引 (ワリマックス・プラス)
- (11) 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする回線群単位の通信料金の月極割引 (県内異名義割引サービス)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている深夜・早朝時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引 (INSテレホーダイ) については、通信料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月におけるその月極割引の対象となる通信に係る月間累計額が選択している種類の定額通信料の額に満たないときは、その定額通信料を適用しません。

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている全時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引 (i・アイプラン) 及び学校に係る契約者回線に限定した全時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引 (i・スクール) については、通信料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月におけるその月極割引の対象となる通信に係る月間累計額が選択している種類の最低通信料の額に満たないときは、その最低通信料を適用しません。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている次の選択制による通信料金の月極割引等については、通信料金別表の規定にかかわらず、この改正規

定実施の日以後を起算日とする料金月における定額料を適用しません。

- (1) 区域内通信の通信料金の月極割引（INSタイムプラス）
 - (2) 隣接区域内通信等の通信料金の月極割引（INSエリアプラス）
 - (3) 区域外通信等の通信料金の月極割引（スーパーケンタくん）
 - (4) 全通信区分全時間帯の通信料金の月極割引（イチリッツ）
 - (5) 第2種総合デジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引（プロフィッツ）
- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている次の選択制による通信料金の月極割引等については、通信料金別表の規定にかかわらず、この改正規定実施の日以後を起算日とする料金月におけるその月極割引の対象となる通信に係る月間累計額が選択している種類の最低利用料の額に満たないときは、その最低利用料を適用しません。
- (1) 回線群を単位とする通信料金の月極割引（ワリマックス）
 - (2) 固定優先割引回線群に係る通信に関する料金の月極割引（ワリマックス・プラス）
 - (3) 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする回線群単位の通信料金の月極割引（県内異名義割引サービス）
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- 8 東経企第04-267号（平成16年12月24日）の附則第1条中「この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の回線使用料の減額の適用に関する部分については平成17年2月28日以後を支払期日とする請求から実施し、」を削除します。
- 9 東経企第05-19号（平成17年4月21日）の附則第1項中「ただし、この改正規定中、一括して請求する取扱いを受けている場合の回線使用料の減額については、平成17年5月1日以後を起算日とする料金月から適用を開始するものとします。」を削除します。
- 10 東経企第06-180号（平成18年12月25日）の附則第1項中「ただし、この改正規定中、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている場合の回線使用料の減額の適用に関する部分については平成19年2月28日以後を支払期日とする請求から適用します。」を削除します。

附 則（令和5年11月30日東経営第000200000172号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年11月30日東経営第000200000175号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和5年12月18日東経営第000200000189号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。
ただし、この附則の各項に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
（優先接続の取扱いの終了）
- 2 当社は、次表に定める都道府県の区域ごとにその区域内の収容総合デジタル通信サービス取扱所に収容される契約者回線について、次表に定める接続切替開始予定日

以降の当社が別に定めるとき（以下この附則において「接続切替時期」といいます。）に優先接続の取扱いを終了します。この場合において、この改正規定実施の日から接続切替時期までの間における優先接続に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

都道府県の区域	接続切替開始予定日
山形県	令和6年1月2日
青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び福島県	令和6年1月17日
北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県	令和6年1月31日

(注) この附則第3項の規定により優先接続の取扱いが終了された契約者回線であっても、それ以降に移転等により優先接続の取扱いが終了していない都道府県の区域内の収容総合デジタル通信サービス取扱所に収容されるときは、優先接続の取扱いが適用されます。この場合において、優先接続の取扱いが再び適用される日から接続切替時期までの間における優先接続に関する取扱いについては、なお従前のとおりとします。

- 3 前項に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い、接続切替時期以降の契約者回線において改正前の規定による県間市外通信及び国際通信の相互接続通信（当社以外の事業者識別番号をダイヤルする場合を除きます。）については、当社がその料金を設定することとなります。

（デジタル通信モードの終了）

- 4 当社は、次表に定める都道府県の区域ごとにその区域内の収容総合デジタル通信サービス取扱所に収容される契約者回線からの発信について、次表に定める接続切替開始予定日以降の当社が別に定める接続切替時期にデジタル通信モードの提供を終了します。この場合において、この改正規定実施の日から接続切替時期までの間におけるデジタル通信モードに関するこの改正前の規定及びその取扱いについては、なお従前のとおりとします。

都道府県の区域	接続切替開始予定日
山形県	令和6年1月1日
青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び福島県	令和6年1月16日
北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県	令和6年1月30日

- 5 当社は、前項に規定するデジタル通信モードの提供の終了後、料金表第1表第2（通信料金）に規定するデジタル通信モード補完策を、当分の間、提供します。このデジタル通信モード補完策による通信は、デジタル通信モードによる通信と比較して、IP網による特性により伝送遅延等が生じる可能性があります。

（通話サービス卸の適用）

- 6 この改正規定の実施の際現に、次の取扱いを受けている契約者回線については、第47条の2（通信の接続等）第2項に規定する通話サービス卸提供事業者が提供する通信サービスを利用する契約者回線とみなして取り扱います。

ただし、改正前の規定による優先接続の取扱いにおいて、その通信区分に当社以外の協定事業者の事業者識別番号を指定している通信については、附則第2項に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い通話サービス卸の取扱いを適用します。

- (1) 令和5年6月30日時点において優先接続の4つの通信区分のすべてに通話サービ

ス卸提供事業者の事業者識別番号が指定されていた契約者回線

- (2) 令和5年12月28日までの間において、通話サービス卸提供事業者から、その事業者と通信サービスに係る契約が締結されているものとして当社に申出があった契約者回線

(注) この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者から工事その他の請求があった場合等により、通話サービス卸の取扱いを開始することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その開始が遅れることがあります。

(国際通信の発信の取扱い)

- 7 附則第3項の規定により、当社が相互接続通信の料金を設定することとなる国際通信については、あらかじめ契約者から、その契約者回線からの国際通信の発信を行えないようにしたい旨の請求が当社に行われない限り、国際通信を発信することができます。

(注) この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者回線から外国の電気通信設備への相互接続通信を取り扱う協定事業者により発信を規制されている契約者回線についても、当社は、この改正規定実施の日から国際通信の発信を取り扱います。

(付加機能の変更)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の付加機能については、この改正規定実施の日において、当社が提供する同表の右欄の付加機能に移行したものとみなします。

複合接続機能（フレックスホン） 通話中着信機能、自動着信転送機能、 自動転送機能又は3者通話機能を複数の 契約者回線等の間で行うことができ るもの	複合接続機能（フレックスホン） 通話中着信機能、自動着信転送機能又 は3者通話機能を複数の契約者回線等 の間で行うことができるもの
---	--

(公衆通信に関する経過措置)

- 9 当社は、デジタル公衆電話の電話機等から行った市内通信及び県内市外通信の通話料金その他の提供条件については、**当社が別に定める接続切替時期**までは、なお従前のとおりとします。
- 10 当社は、次表に定める都道府県の区域ごとにその区域内の収容総合デジタル通信サービス取扱所に収容されるデジタル公衆電話の電話機等から行った県間市外通信及び国際通信の相互接続通信（当社以外の事業者識別番号をダイヤルする場合を除きます。）については、次表に定める接続切替開始予定日以降の**当社が別に定める接続切替時期**において当社がその料金を設定します。この場合において、この改正規定実施の日から接続切替時期までの間における通信料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

都道府県の区域	接続切替開始予定日
山形県	令和6年1月2日
青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び福島県	令和6年1月17日
北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県	令和6年1月31日

(付加機能の終了)

- 11 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の付加機能を終了することとします。
- (1) 不在案内機能（でんわばん）

- (2) 二重番号
- (3) 指定番号着信識別機能（INSなりわけサービス）
- (4) 発着信専用機能
- (5) 通話終了通知機能（空いたらお知らせ159）
（選択制による通信料金の月極割引等の終了）
- 12 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している次の選択制による通信料金の月極割引等を終了します。
 - (1) 深夜・早朝時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引（INSテレホーダイ）
 - (2) 全時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引（i・アイプラン）
 - (3) 学校に係る契約者回線に限定した全時間帯における特定契約者回線番号への通信料金の月極割引（i・スクール）
 - (4) 区域内通信の通信料金の月極割引（INSタイムプラス）
 - (5) 隣接区域内通信等の通信料金の月極割引（INSエリアプラス）
 - (6) 通信料金上位契約者回線番号への通信料金の月極割引（ケンタくん）
 - (7) 区域外通信等における通信料金上位契約者回線番号への通信料金の月極割引（ケンタくん5）
 - (8) 区域外通信等の通信料金の月極割引（スーパーケンタくん）
 - (9) 全通信区分全時間帯の通信料金の月極割引（イチリッツ）
 - (10) 第2種総合デジタル通信サービスに係る通信料金の月極割引（プロフィッツ）
 - (11) 同一設置場所の回線群を単位とする通信料金の月極割引（ワリビッグ）
 - (12) 回線群を単位とする通信料金の月極割引（ワリマックス）
 - (13) 固定優先割引回線群に係る通信に関する料金の月極割引（ワリマックス・プラス）
 - (14) 電気通信事業者を割引選択代表回線の契約者とする回線群単位の通信料金の月極割引（県内異名義割引サービス）
 - (15) 同一設置場所の回線群を単位とする通信料金の年間契約型割引（プロセレクト）
 - (16) 回線群を単位とする通信料金の年間契約型割引（プロスペクト）
 - (17) 第2種総合デジタル通信サービスに係る通信料金の年間契約型割引（プロフィッツ・タイプⅡ）
 - (18) 第2種総合デジタル通信サービスに係る同一設置場所の回線群を単位とする通信料金の年間契約型割引（プロフィッツ・タイプⅢ）
- 13 附則第10項の(15)、(16)、(17)及び(18)に規定する選択制による通信料金の年間契約型割引の終了に当たって、契約者は、割引対象通信にかかる年間累計額が選択した区分ごとの年間契約額に満たない場合においても、改正前の規定により一括して支払うこととされた額の支払いを要しません。
（通話料金明細内訳書の種類の廃止）
- 14 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により定めていた通信料金明細内訳の種類を廃止することとし、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により契約者からの請求により行っていた通信料金明細内訳書（隣接区域内通話及び区域外通話等の料金明細内訳を記録しているものに限ります。以下この項において同じとします。）については、この改正規定実施の日にその記録を停止することとし、それ以降の料金月に係る通信料金明細内訳書の送付を終了します。
（その他の経過措置）
- 15 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 16 当社は、技術上又は当社の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合は、本改正規定にかかわらず、**当社が別に定める日**までにおいて接続切替時期の変更を行うことがあります。この場合、当社はその内容を当社ホームページ等で周知します。

17 前項の場合において、接続切替時期までの料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、その料金その他の提供条件について、当社が別にこの約款の規定を改正することにより定める取扱いとすることがあり、その場合は、その内容を当社ホームページ等で周知します。

(その他)

18 改正前のこの約款の附則中、附則第11項、第12項及び第14項の規定により終了する付加機能等に関する各規定を削除します。

附 則 (令和6年3月18日東経営第000200000254号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年8月30日東経営第000200000378号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している第1種契約(タイプ1に係るものに限り、)及び第2種契約の解除と同時に、新たに当社の契約約款により提供される電気通信サービス(施設設置負担金の支払いを要するものに限り、)以下同じとします。)の契約を締結してその場所で電気通信サービスの提供を受ける際に施設設置負担金の差額負担の規定を適用する場合の、総合デジタル通信サービスの施設設置負担金の額は、次のとおりとします。

施設設置負担金の額

1 契約者回線ごとに

区 分	施設設置負担金の額
第1種総合デジタル通信サービス (タイプ1に係る第1種契約のものに限り、)	36,000円(税込価格 39,600円)
第2種総合デジタル通信サービス (臨時第2種契約以外のものに限り、)	51,000円(税込価格 56,100円)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年9月30日東経営第000200000405号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正前の規定により発行される電話帳における重複掲載料の適用については、電話サービス契約約款に準じて取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年10月25日東経営第000200000413号)

この改正規定は、令和6年11月1日から実施します。

附 則 (令和6年12月24日東経営第000200000454号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和6年12月24日東経営第000200000455号)

この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。

附 則 (令和7年1月10日東経営第000200000471号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年1月14日から実施します。

(その他)

- 2 双方向番号ポータビリティ(固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者(当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供(2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。)の相互間での番号ポータビリティをいいます。)を開始します。

附 則 (令和7年3月18日東経営第000200000528号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和7年3月24日東経営第000200000533号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和7年3月31日東経営第000200000544号)

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。